

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（第1回）
（旧「中国地方建設業社会保険加入推進・処遇改善協議会」）

令和4年1月19日（水）13:30～
WEB会議

1. 開 会
2. 挨拶
国土交通省 中国地方整備局 建政部長 諸岡 昌浩
3. 議 事
 - （1）中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会の趣旨について
 - （2）建設キャリアアップシステムの推進など処遇改善の取組について
 - （3）建設業の一人親方対策の検討状況について
 - （4）建退共の電子申請方式の普及促進について
4. 意見交換
5. 閉 会

【配布資料】

議事次第（本紙）

出席団体一覧

資料1 中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会について

資料2 中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約（案）

資料3-1 建設キャリアアップシステムの推進など処遇改善の取組について

資料3-2 標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（①概要 ②要請文書）

資料3-3 請負代金内訳書に明示する法定福利費について（山口県）

資料3-4 中国地方整備局の取組について

資料4-1 建設業の一人親方対策の検討状況について

資料4-2 一人親方リーフレット

資料5 建退共の電子申請方式の普及促進について

参考資料 建設業における賃金引上げの取組

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 構成団体一覧

(建設業者団体 9 6 団体、建設業に係る団体 1 6 団体、行政機関 1 3 団体)

【建設業者団体】(50音順)

(一社)岡山県建設業協会	(一社)日本海上起重技術協会 中国支部	(一社)日本道路建設業協会 中国支部
(一社)岡山県冷凍空調工業会	(一社)日本型枠工事業協会 岡山支部	(一社)日本塗装工業会 中国ブロック会
(一社)島根県建設業協会	(一社)日本型枠工事業協会 中国支部	(一社)広島県建設工業協会
(一社)島根県冷凍空調工業会	(一社)日本建設機械施工協会 中国支部	(一社)広島県鳶土工業連合会
(一社)全国クレーン建設業協会 広島支部	(一社)日本機械土工協会 中国支部	(一社)広島県冷凍空調工業会
(一社)全国建設室内工事業協会 中国支部	(一社)日本基礎建設協会 中国支部	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 中国支部
(一社)全国タイル業協会 中国支部	(一社)日本空調衛生工事業協会 中国支部	(一社)山口県建設業協会
(一社)全国鐵構工業協会 中国支部	(一社)日本建設業連合会 中国支部	(一社)山口県冷凍空調工業会
(一社)全国道路標識・標示業協会 中国支部	(一社)日本サッシ協会 中国支部	岡山県インテリア事業協同組合
(一社)全国特定法面保護協会 中国地方支部	(一社)日本造園組合連合会 岡山県支部	岡山県瓦工事協同組合
(一社)全国防水工事業協会 中国支部	(一社)日本造園組合連合会 島根県支部	岡山県左官業協同組合
(一社)鳥取県建設業協会	(一社)日本造園組合連合会 鳥取県支部	岡山県ダクト工業会
(一社)鳥取県冷凍空調工業会	(一社)日本造園組合連合会 広島県支部	岡山県鳶土工連合会
(一社)日本アンカー協会 中国支部	(一社)日本造園組合連合会 山口県支部	岡山県板金工業組合
(一社)日本ウエルポイント協会 中国・四国支部	(一社)日本造園建設業協会 中国総支部	協同組合岡山県管事業協会
(一社)日本運動施設建設業協会 中四国支部	(一社)日本電設工業協会 中国支部	協同組合 中国建設専門工事業協会

建設産業専門団体中国地区連合会

(公社)日本エクステリア建設業協会 岡山県支部

(公社)日本エクステリア建設業協会 広島県支部

(公社)日本エクステリア建設業協会 山口県支部

山陰地区コンクリート圧送協会

しまねインテリア事業協同組合

島根県瓦工事業組合

島根県建設産業団体連合会

島根県コンクリート圧送協会

島根県左官工業協同組合

島根県鳶工業連合会

島根県板金工業組合

ダイヤモンド工事業協同組合 中国支部

中国板硝子工事協同組合

中国建設インテリア事業協同組合

中国建設躯体工業連合会

中国広告美術業組合連合会

中国シーリング工事業協同組合

中国・四国マスタック事業協同組合

中国ダクト工業協会

中国配管工事業協同組合

中四国ウレタン断熱協会

中四国基礎工業協同組合

中国四国保温保冷工業協会

鳥取県インテリア事業協同組合

鳥取県瓦工事業組合

鳥取県管工事業協同組合連合会

鳥取県左官業協同組合

鳥取県鳶・土工協会

鳥取県板金工業組合

西日本圧接業協同組合 中・四国支部

広島県瓦工事業組合連合会

広島県管工事協同組合連合会

広島県建設業協会連合会

広島県左官業協同組合

広島県板金工業組合

広島コンクリート圧送協会

広島県室内装飾事業協同組合

広島鉄筋組合

松江管工事業協同組合

山口県瓦工事業協同組合

山口県管工事協同組合連合会

山口県左官業協同組合

山口県室内装飾事業協同組合

山口県鉄筋工業協同組合

山口県鳶工業連合会

山口県生コン圧送協会

山口県板金工業組合

【建設業に関する団体】（50音順）

(一社)島根県建築組合連合会
岡山県行政書士会
岡山県建設労働組合
岡山県社会保険労務士会
島根県行政書士会
島根県社会保険労務士会
鳥取県行政書士会
鳥取県建築連合会
鳥取県社会保険労務士会
広島県行政書士会
広島県建設組合
広島県建設労働組合
広島県社会保険労務士会
山口県行政書士会
山口県建設労働組合
山口県社会保険労務士会

【行政機関】

中国四国厚生局
日本年金機構
鳥取労働局
島根労働局
岡山労働局
広島労働局
山口労働局
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
国土交通省 中国地方整備局

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 について

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「中国地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組し、「**中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会**」を設置。

①社会保険未加入対策推進中国地方協議会(H24～)

○中建審の提言(H24.3)

社会保険未加入許さずの固い決意をもって対策に取り組む全国協議会と地方協議会を創設

○H24.8.30第1回

それぞれの立場で社会保険加入に向けた取組を進めるとともに、加入の前提となる法定福利費原資確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行う等、対策を総合的に推進することを申し合わせた

○H25.10.25第2回

標準見積書の一斉活用開始を申し合わせた

○H27.3.4第3回

法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた取組の更なる強化を申し合わせた

○H28.6.21第4回

H29までに**事業者単位で許可業者の100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す**(平成24年1月の中建審とりまとめ)を推進

②中国地方建設業社会保険加入推進協議会(H29)

○H30.2.26

「未加入対策の協議会」から「加入促進への協議会」とステージを移し、更なる対策を推進

③中国地方社会保険加入推進・処遇改善協議会(H30～)

○建設業働き方改革加速化プログラム(H30.3)

建設業働き方改革加速化プログラムを踏まえ、「建設業社会保険推進連絡協議会」を発展改組し、社会保険加入の徹底に加えて、CCUSの普及推進や適切な賃金水準の確保など、処遇改善の取組も追加

○H30.10.19第1回

社会保険加入の徹底、CCUSの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度適正運用

○R1.6.28第2回・R2.3.10第3回(書面開催)

社会保険未加入対策・処遇改善の諸課題への取組について協力要請

○R3.1.27第4回

社会保険加入最新状況、法定福利費の内訳明示の徹底・促進を要請、CCUS普及・活用に向けた官民施策パッケージの推進、一人親方対策、協議会会員団体及び中国地方管内の取組について共有するとともに、意見交換

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約案

※傍線の部分は改正部分

改正後（案）	改正前（現行）
<p>中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 本協議会は、中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。</p> <p>（活動内容） 第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する 意見の交換 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動</p> <p>（構成員） 第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 建設業者団体 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く） 三 厚生労働省 中国四国厚生局 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局 五 国土交通省 中国地方整備局 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 七 日本年金機構 中国地域部 八 その他中国地方協議会が必要と認める者 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p> <p>（会長） 第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。</p> <p>（副会長） 第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>（中国地方協議会の招集） 第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。</p> <p>（ワーキンググループ） 第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>（事務局） 第9条 中国地方協議会の事務局は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。</p>	<p>中国地方建設業社会保険加入推進・処遇改善協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 本協議会は、中国地方建設業社会保険加入推進・処遇改善協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設業社会保険加入推進・処遇改善連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた社会保険加入対策及び処遇改善の取組を推進することを目的とする。</p> <p>（活動内容） 第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換 二 社会保険加入対策及び処遇改善に関する取組方針についての協議・確認 三 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>（構成員） 第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 建設業者団体 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く） 三 厚生労働省 中国四国厚生局 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局 五 国土交通省 中国地方整備局 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 七 日本年金機構 中国地域部 八 その他中国地方協議会が必要と認める者 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p> <p>（会長） 第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。</p> <p>（副会長） 第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>（中国地方協議会の招集） 第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。</p> <p>（ワーキンググループ） 第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>（事務局） 第9条 中国地方協議会の事務局は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。</p>

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、会長が中国地方協議会に諮って定める。
2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月30日より施行する。
この規約は、平成30年2月26日より施行する。
この規約は、平成30年10月19日より施行する。
この規約は、令和4年1月19日より施行する。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、事務局が中国地方協議会に諮って定める。
2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月30日より施行する。
この規約は、平成30年2月26日より施行する。
この規約は、平成30年10月19日より施行する。

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。

(目的)

第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
 - 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く）
 - 三 厚生労働省 中国四国厚生局
 - 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局
 - 五 国土交通省 中国地方整備局
 - 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
 - 七 日本年金機構 中国地域部
 - 八 その他中国地方協議会が必要と認める者
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(中国地方協議会の招集)

第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。

- 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 中国地方協議会の事務は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、会長が中国地方協議会に諮って定める。

- 2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月30日より施行する。

この規約は、平成30年2月26日より施行する。

この規約は、平成30年10月19日より施行する。

この規約は、令和4年1月19日より施行する。



建設キャリアアップシステムの推進など 処遇改善の取組について

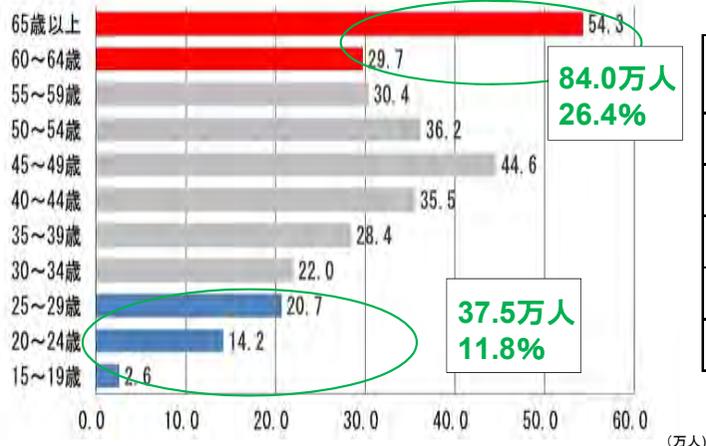
- 建設キャリアアップシステムは、技能者の技能や経験に応じて適切な処遇改善につなげる仕組み。「建設業界共通の制度インフラ」を目指し、事業者や技能者の登録や利用は着実に増加している。
- 建設キャリアアップシステムの利用を技能者の処遇改善や業界全体のメリットにつなげていくため、元請・下請・民間発注者を含めた発注者等、幅広い関係者が一体となって取り組むことが不可欠。

本日の説明のポイント

- ◎ 個々の現場で技能者がシステムを利用できるよう、元請によるカードリーダーの設置や施工体制登録に関係者が連携して取り組むことが必要。（国交省においては、引き続き、公共工事におけるモデル工事等のインセンティブの導入や経営事項審査での加点評価を推進）
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた処遇に向けた環境づくりとして、社会保険未加入対策に加え、標準見積書の活用による労務費・法定福利費の見積り尊重や建退共制度の適正履行、さらにはCCUSの能力評価を手当に反映する企業単位の取組の水平展開に力を入れて取り組む。
- ◎ 各専門工事業団体における能力評価制度の引き続きの適切な運用に加え、施工能力の見える化評価制度の積極的な導入に向けて連携して取り組むとともに、今後は、都道府県レベルの元請・下請専門工事業との連携や意見交換を通じてさらなる普及に努める。
- ◎ 民間発注者や元請事業者において、業者選定の際の建設キャリアアップシステムや見える化評価の積極的な活用がなされるよう連携して取り組むとともに、建退共制度の適切な運用についてもご理解とご協力をお願い。

60歳以上の高齢者(84.0万人、26.4%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R1年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

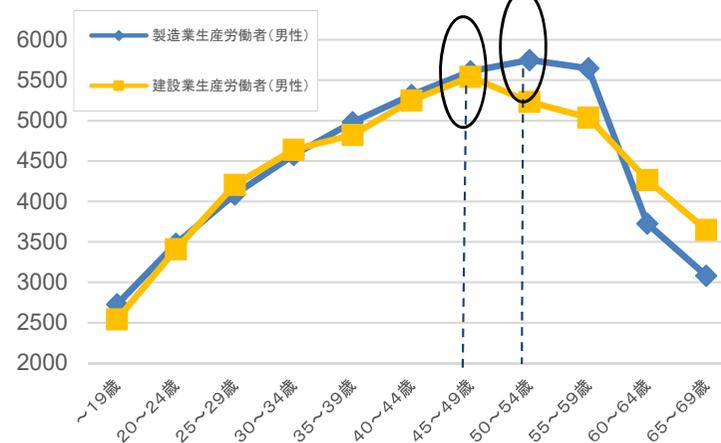
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年 (単位:千円)	2019年 (単位:千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,623.9	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,729.9	18.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,786.9	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,587.8	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8	5,609.7	5.9%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

(単位:千円) 年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

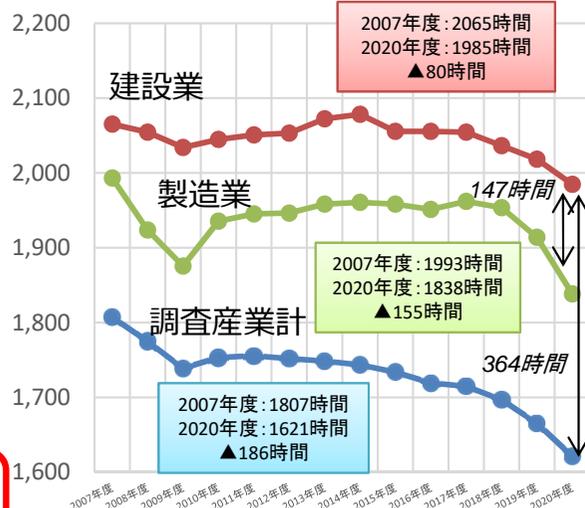
企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%

出典: 公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。

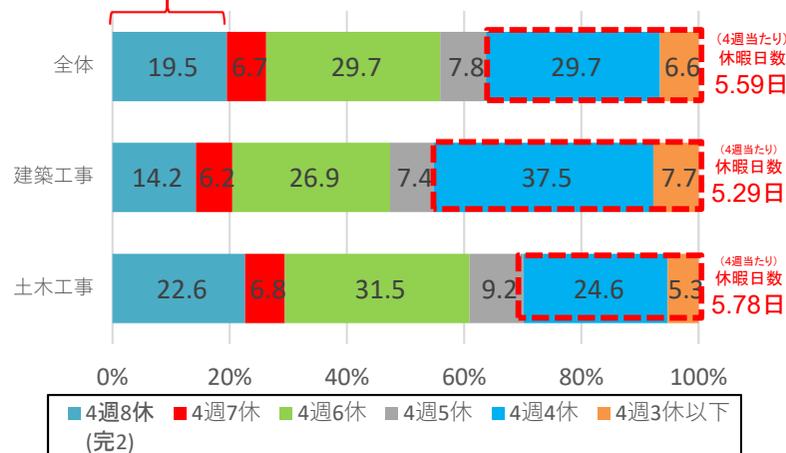
(時間) 年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成

元請: 99.7%
1次下請: 99.1%
2次下請: 97.1%
3次下請: 94.1%

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



- 【事業者情報】
 - ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
 - ・現場名
 - ・工事の内容
 - ・施工体制 等
- 【技能者情報】
 - ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り

技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



レベル1 初級技能者 (見習い)

レベル2 中堅技能者 (一人前)

レベル3 職長レベル

レベル4 高度 マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

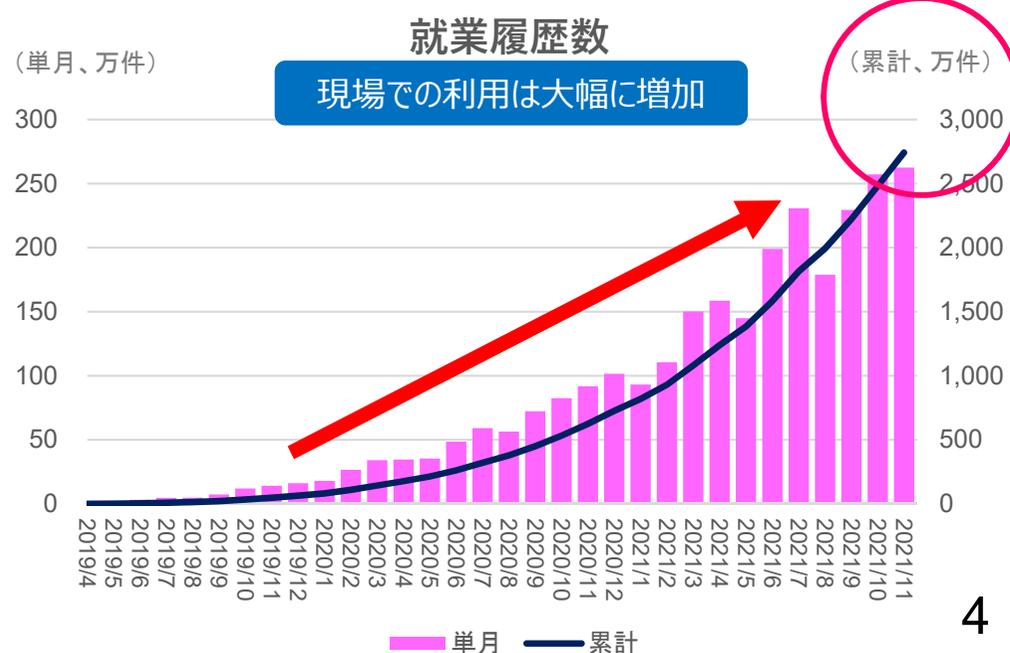
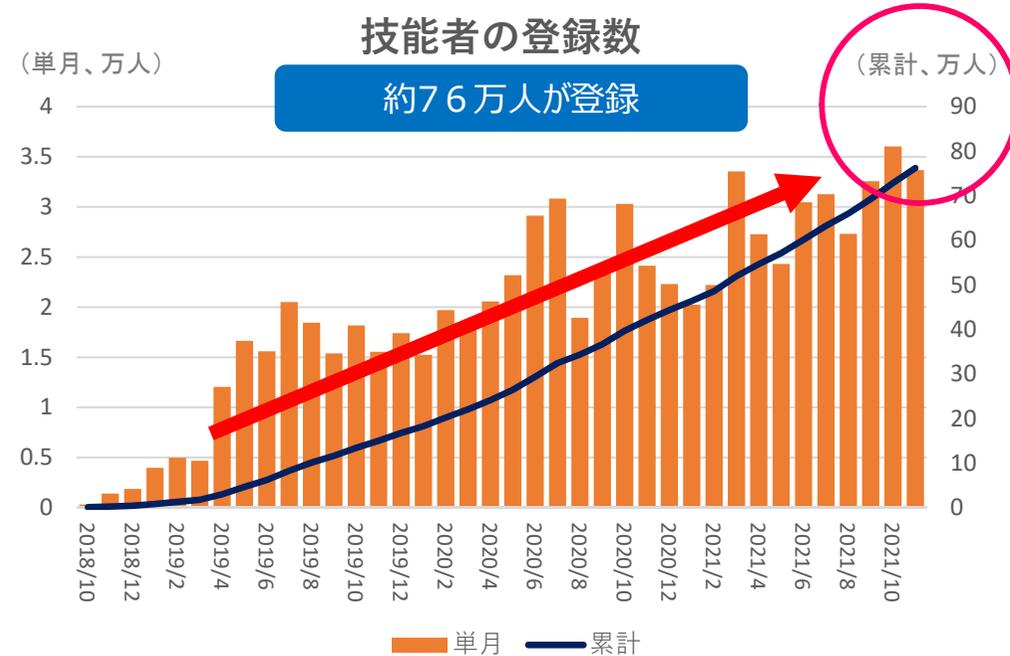
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要 3

- **技能者は約76万人が登録済み**
（年度内に80万人を超えるペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準へ）
- **現場での利用数※は大幅に増加**
（※就業履歴数。直近で月・約260万回（令和3年11月実績））
- **事業者の登録は約15万事業者※が登録**
（※うち一人親方は約4万事業者）

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	762,199 人	3,180,000 人	150,101 社	200,279 社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
 (参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
 国土交通省推計。



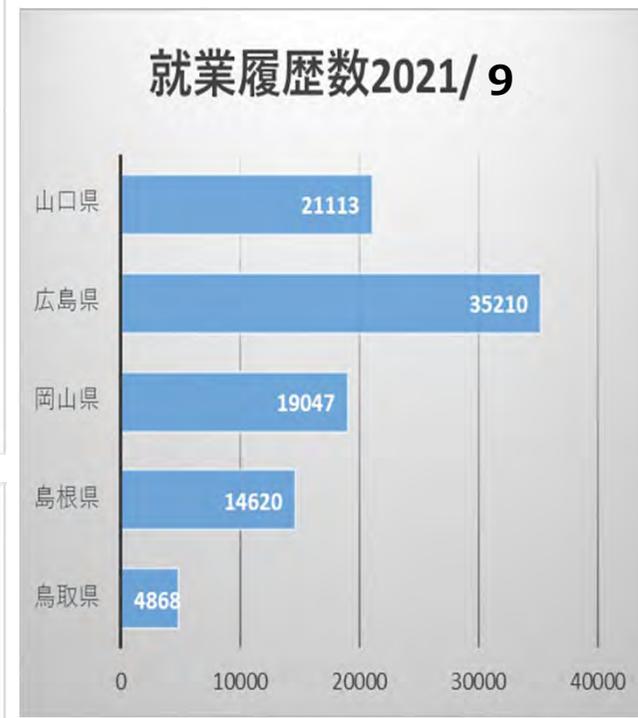
技能者登録者数（中国5県）



事業者登録数（中国5県）



就業履歴数2021/9



○建設市場全体でみると、元請完工高の約6割を担う企業がCCUSに登録済み。
 (特に、総合建設業団体会員企業では、約4分の3の市場規模を担う事業者が事業者登録済み。)

総合建設業団体会員企業

(日建連・全建・全中建^注) 完工高計 29.4兆円

元請完工高
300億以上

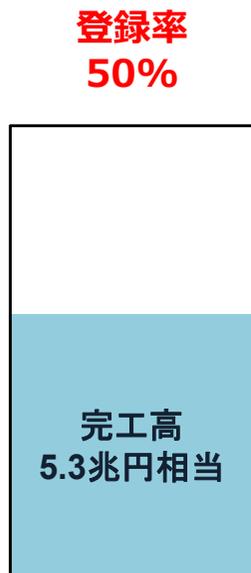
完工高計 16.5兆円
企業数 98社
登録済 90社

元請完工高
10～300億未満

完工高計 9.2兆円
企業数 2,688社
登録済 1,355社

元請完工高
10億未満

完工高計 3.7兆円
企業数 15,316社
登録済 3,356社



設備・ハウスメーカー等

(経審受審企業) 完工高計 31.6兆円

元請完工高
300億以上

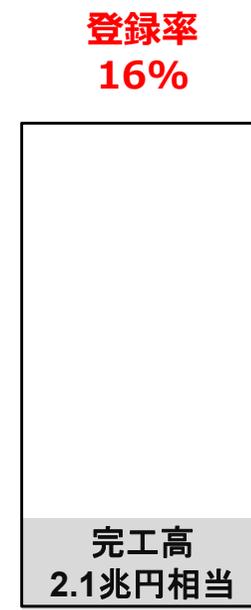
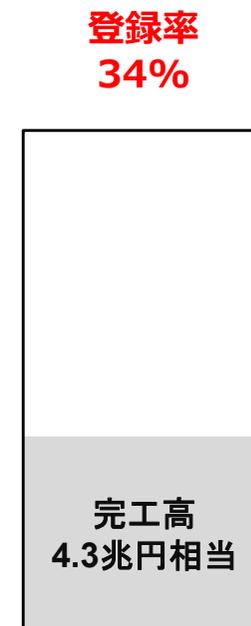
完工高計 11.2兆円
企業数 110社
登録済 72社

元請完工高
10～300億未満

完工高計 10.0兆円
企業数 2,963社
登録済 1,018社

元請完工高
10億未満

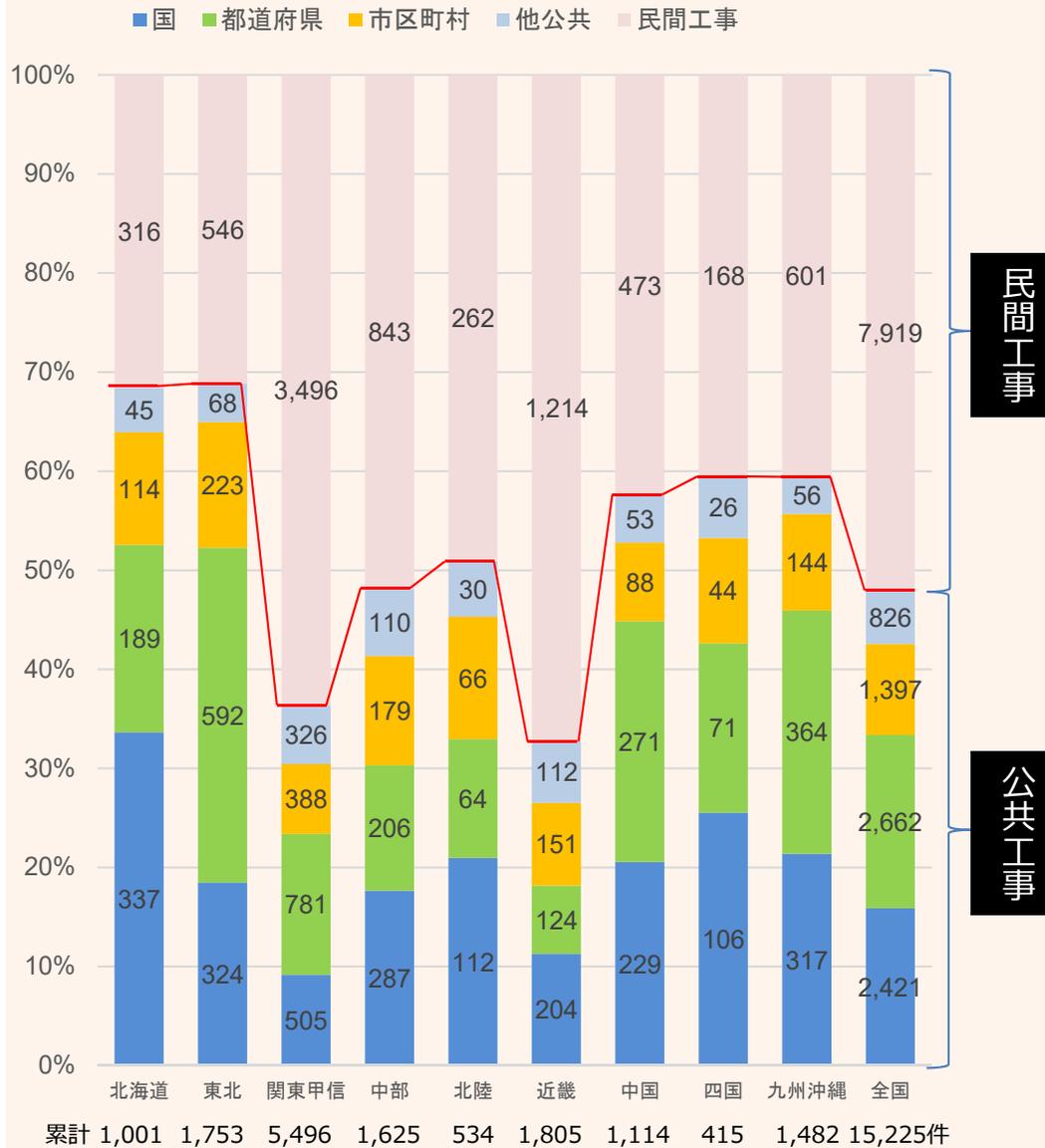
完工高計 9.8兆円
企業数 116,409社
登録済 18,867社



*経審受審企業を集計。
 全中建会員企業のうちR2.12のアンケート回答先661社について、登録率は23.4%。同団体は完工高の集計に含まれていない。

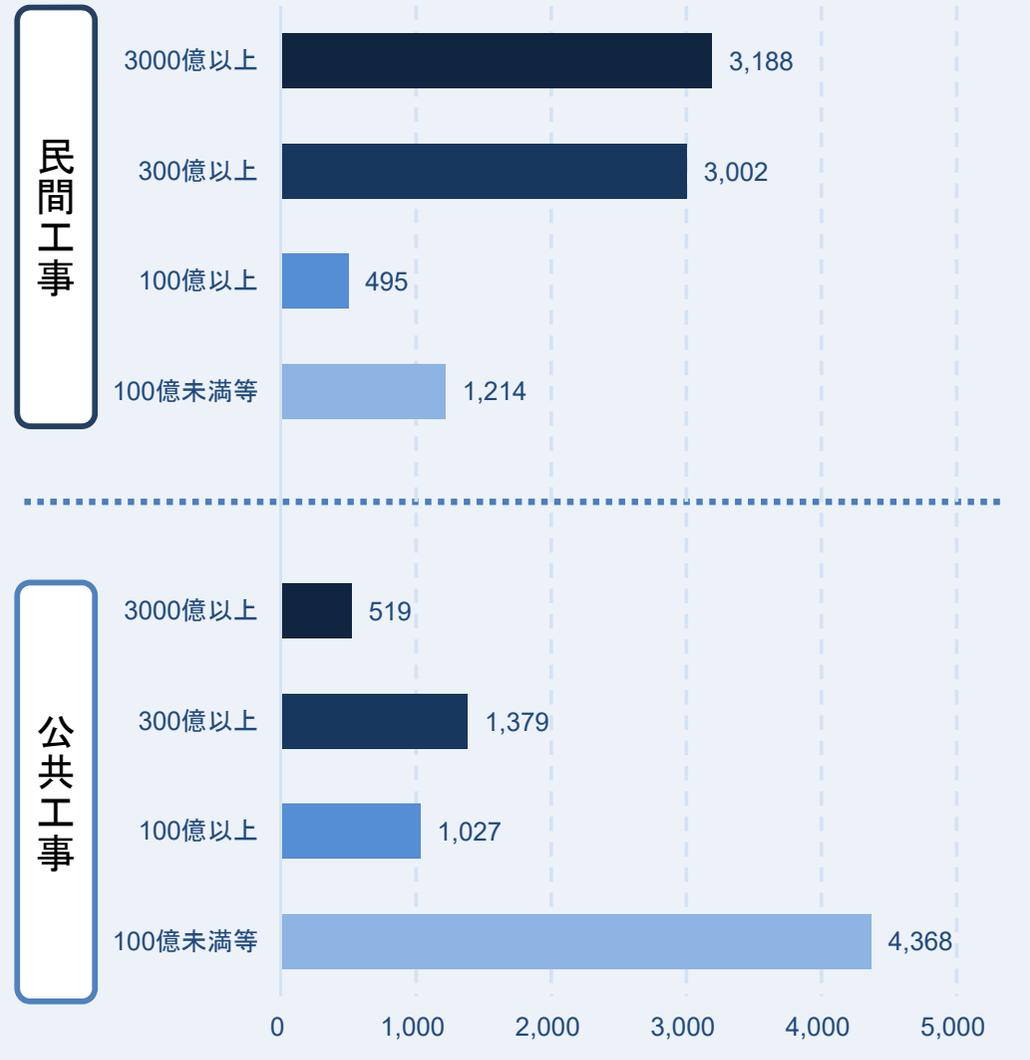
経審：R3.3末現在、CCUS：R3.8末現在のデータより
 国土交通省調べ

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、3,610現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2021年11月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先）も含まれている。
- ※ 地方区分は地方整備局に準じた。

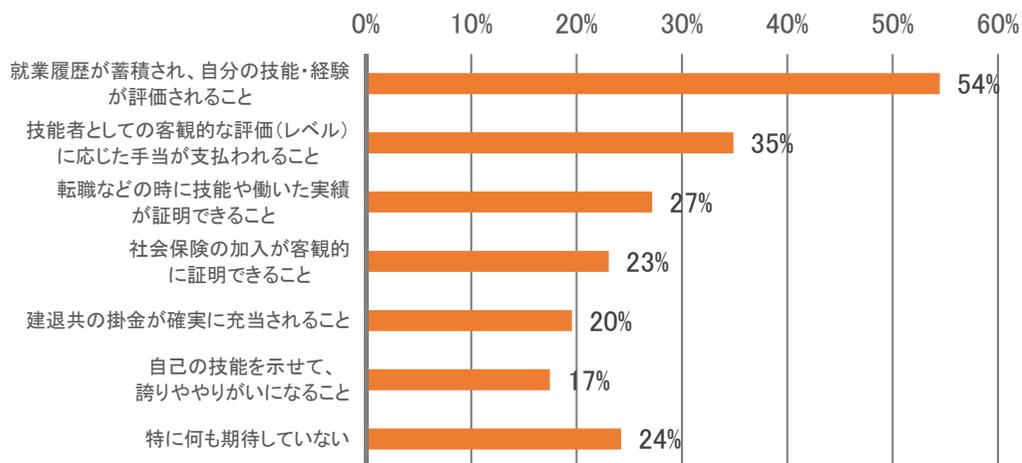
技能者アンケートについて

□ アンケート期間2021年10月1日～11月5日。**34,878人の技能者が回答**

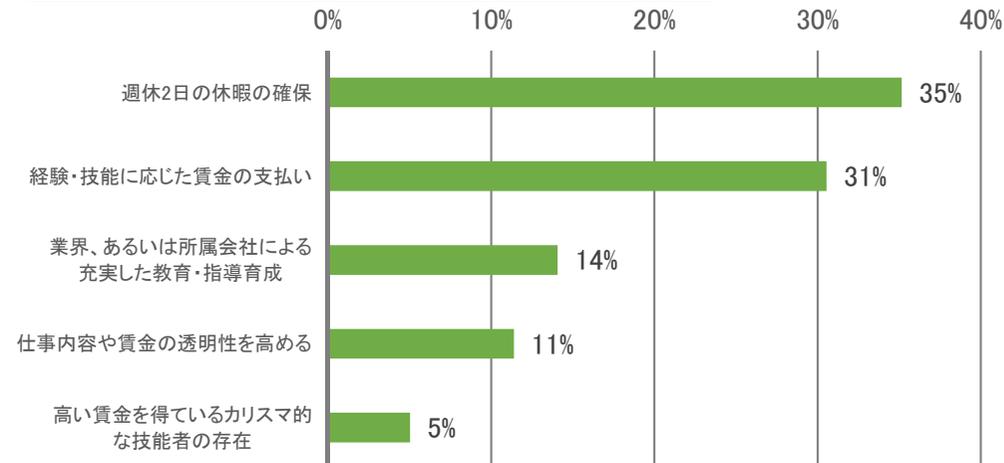
- CCUSが実現を目指している技能者の技能・経験の客観的評価とそれに応じた処遇に対する期待が大きい
- 週休2日の確保を求める声が多く、若い技能者を確保するためには、賃金だけでなく、休暇も重要
- 就業履歴を蓄積したことがない方が4割であり、登録のサポートをはじめ利用拡大に向けた環境整備が課題

アンケート結果概要

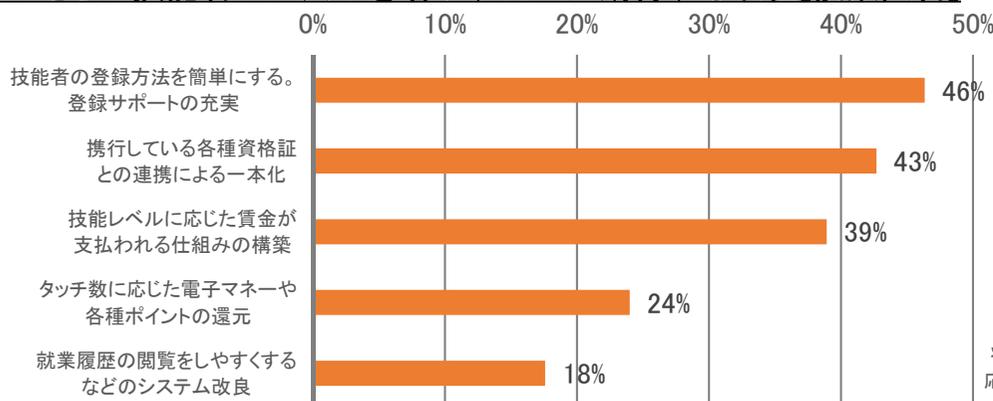
Q. CCUSに登録するメリットとして期待すること[複数回答]



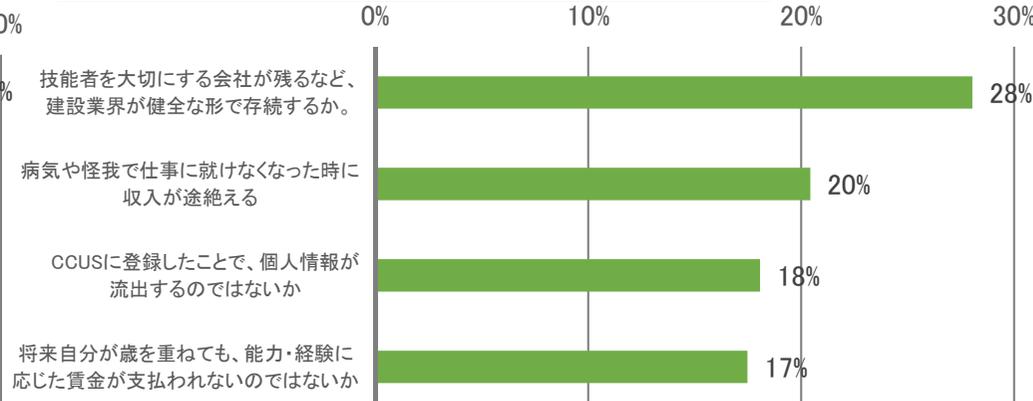
Q. 若い技能者を増やしていくために必要なこと



Q. さらに技能者のメリットを増やすために期待する取組[複数回答]



Q. 建設業やCCUSに関して不安に感じていること



労務費調査におけるCCUS登録技能者の状況

- ① CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)の平均賃金よりも11.2%程度高い。※技能士等の資格を持った者が対象
- ② CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者の平均賃金よりも4%程度高い。
- ③ 職階が高いCCUS登録技能者の方が、より賃上げした人数の割合が高い。
- ④ 全ての職階で、CCUS登録技能者の方が、未登録者より賃上げした人数の割合が高い。

【CCUS登録技能者(レベル1~3)の平均賃金を基準とした時の各種賃金比率】

※技能士等の資格を持っていない者については普通作業員、軽作業員等に分類されている
※登録基幹技能者の職種と関連がある職種のみ算出(標本数が極端に少ない職種は除く)

	各職種のCCUS登録技能者(レベル1~3)の平均賃金を基準(100)とした時のCCUS登録技能者(レベル4)の賃金比率
特殊作業員	108.63
とび工	111.35
電工	112.40
鉄筋工	115.76
塗装工	111.70
運転手(特殊)	110.61
橋りょう特殊工	108.15
橋りょう塗装工	107.54
橋りょう世話役	111.88
土木一般世話役	104.73
高級船員	115.26
普通船員	123.26
型枠工	114.06
左官	113.12
配管工	112.75
防水工	103.58
ダクト工	116.49

111.18

※加重平均により算出

【CCUS登録技能者と全建設技能者の賃金比較】

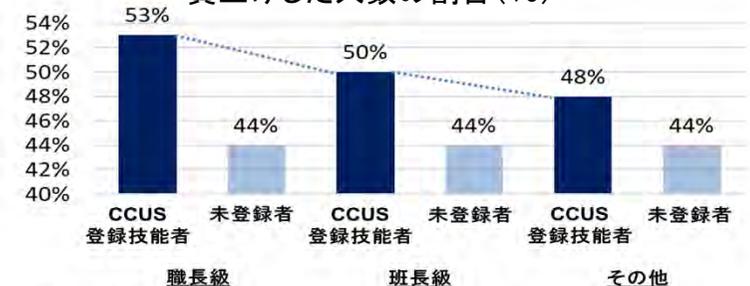
全職種・建設技能者の平均 **104.06**

(一部職種抜粋)

特殊作業員	101.46	橋りょう世話役	102.70
普通作業員	103.52	土木一般世話役	104.91
とび工	101.97	高級船員	111.62
電工	103.87	普通船員	100.80
鉄筋工	102.04	型枠工	103.88
塗装工	96.89	左官	104.16
運転手(特殊)	105.85	配管工	102.44
橋りょう特殊工	101.97	防水工	110.33
橋りょう塗装工	94.30	ダクト工	104.97

【CCUS登録技能者と未登録者の賃上げ状況】

賃上げした人数の割合(%)



※この分析(試算)は全建設技能者数に占めるCCUS登録技能者数やレベル判定を受けた技能者数が少ない条件の下で行われたもの

(出典)公共事業労務費調査(令和2年10月)、令和2年度社会保険の加入及び賃金の状況に関する調査より国土交通省において算出

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

- ◎ CCUS情報発信・理解促進
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 登録のサポート体制
 - ・認定登録機関 等

- ◎ 現場ニーズに応じたツール多様化
(携帯電話やスマホ顔認証)
- ◎ 各種資格情報の効率的な確認
- ◎ 現場管理の効率化・安全書類等とのデータ連携

- ◎ 週休2日の推進への活用
(公共発注者による利活用)
- ◎ カードタッチ等のポイント還元
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携

「技能者の処遇改善」

(技能者の賃金上昇が労務単価の上昇として反映)

「明確なキャリアパス」

「人材を雇用する企業が伸びる環境」

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

- ◎ 求人・求職活動との連携
- ◎ 公共工事における企業評価
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

- ◎ 公共工事における企業評価
(総合評価やモデル工事での加点)
- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 外国人就労現場における利用推進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 建設人材育成企業の顕彰
- ◎ 賃金改善に係る助成金制度

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金

- ・標準見積書の活用による労務費等の見積り
(技能者の技能・地位に応じた見積りの促進)
- ・元請による見積り尊重と請負価額の適正

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国交省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

公共工事発注者によるインセンティブ措置の導入

- ◎ 国の直轄工事のほか、都道府県や独法等でモデル工事や総合評価の加点措置の導入が広がり
- ◎ 今後さらに地方公共団体等を中心に取組を加速化

【都道府県や市町村に対する普及促進の体制】

- 都道府県や政令市には、ブロック別CCUS連絡会議で情報共有し活用を促進
- 市町村に対しては都道府県公契連を通じて働きかけ



経営事項審査での加点評価

- ◎ 現行の加点評価に加えて、新たに、元請としてのCCUSの取組状況を経営事項審査において評価することを検討

【現行の経営事項審査における加点評価】

- 建設キャリアアップシステムにおいてレベル4・3と判定された者の数に応じて評点を付与 (Z1)
- 建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評点を付与 (W10)

現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎ 小規模現場におけるスマホや携帯電話での就業履歴の蓄積 (カードリーダーやタッチを不要)



カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能

現場管理の効率化・安全書類や建退共等とのデータ連携

現場管理の効率化

(注意) 個々の工事現場の情報のみ閲覧可
(他のゼネコン等の下請の専門工事業者等の技能者情報は閲覧できない)

- ① 施工体制に登録された事業者・技能者の情報 ⇒ 元請で確認が可能
・当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「社保加入」「資格保有」情報
- ② 技能者の就業履歴、出面確認、建退共積立情報 ⇒ 元請・下請で相互確認が可能
・技能者の0日ごとの就業履歴、就業内容 (職種・立場・作業内容等)、建退共充当日数 (月別カレンダー)

安全書類等へのデータ連携

- ◎ 施工体制台帳、再下請負通知書(変更届)、作業員名簿へデータ連携可能(自動反映)
(工事名・発注者名・下請事業者名、社会保険等の加入状況など)
※エクセル表で出力できるため、自動反映される情報以外を手入力で作業することで作業負担が軽減

建退共事務の効率化

※令和4年度早期にも『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定

- ◎ 建退共の電子申請方式の導入に伴いCCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用

CCUSの就業履歴を蓄積する際・・・こんなお困りごとありませんか？

- ・全ての現場にカードリーダーを設置するためには費用がかかりすぎる。
- ・カードリーダーを設置できない現場がある。
- ・CCUSの施工体制登録等の対応が事業者・技能者ともに負担がかかる。



解決！

本システムは、技能者の携帯電話やスマートフォンで簡単にCCUS就業履歴の蓄積が可能。



簡便に入退場
登録したいなら

電話で

顔認証で

登録場所の真正性
も担保するなら



※事業者は、カードリーダーの持ち込みが不要で、本システム内の情報も簡易に登録可能です。

さらに、本システムを活用すれば、CCUSの施工体制登録も不要です。



① 電話発信入退場登録

- ・電話をかけるだけで入退場が登録可能



② 顔認証入退場登録

- ・ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能



※現場に掲示されているQRコードの読み取りが必要

携帯電話やスマホを持っていない方は、現場同行者の端末を利用することでそれぞれ対応可能

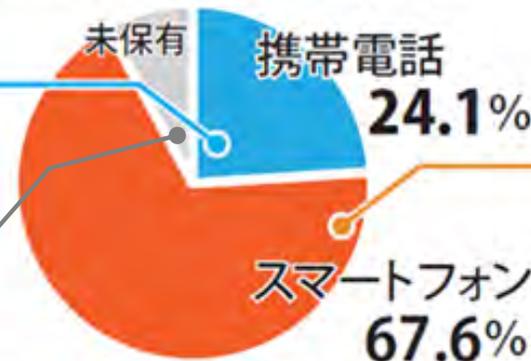
カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

【参考】 モバイル端末保有率について

モバイル端末保有率 [2019年]

スマホが普及しているとはいえ
まだ一定数いるのが現状

一定数の方が未保有



半数以上の方が保有している

※総務省通信利用動向調査抜粋 (2020年5月29日)

『ブロック別CCUS連絡会議』の開催

(全国8ブロックで開催)

各ブロックにおけるCCUSの活用・取組状況を踏まえ、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施
(日建連・各都道府県建設業協会・全中建等が参加)

<第1回連絡会議の開催状況>

- ①9/27 近畿ブロック、②9/28 関東ブロック、③10/1 中部ブロック
- ④10/22 北陸ブロック、⑤10/27 北海道・東北ブロック
- ⑥10/27 四国ブロック ⑦11/24 九州・沖縄ブロックで開催。
- ⑧12/20 中国ブロック

議事

各機関のインセンティブ措置導入済み事例、検討中事項、各団体の取組状況等について説明・意見交換。



今後の方針

- 現場見学会の開催(10月～2月)
- 第2回連絡会議(令和4年2月目途)
 - ・第1回連絡会・現場見学会等で出された意見・論点の整理
 - ・新たなCCUSモデルとなる現場事例の共有
 - ・各都道府県における今後の取組方針 等

都道府県公契連を通じた市町村への働きかけ

(原則すべての都道府県で開催)

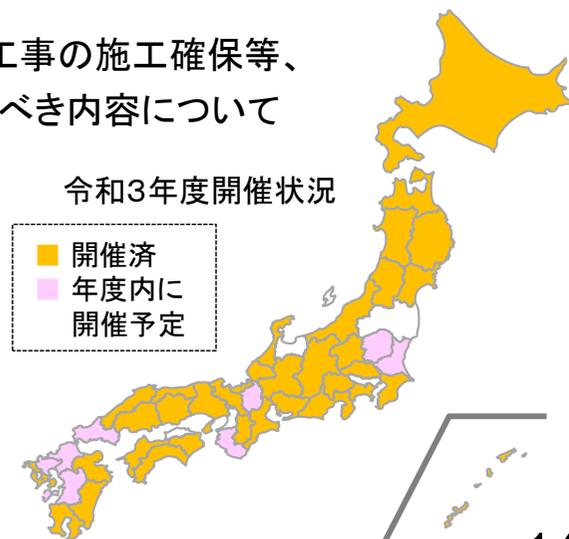
都道府県公契連を通じて、各都道府県の市区町村の契約担当課長等に対して直接に働きかけ
(今年度すでに34都道府県で開催済み) ※11/30時点

※国・都道府県・市区町村一体となった入札契約の適正化の推進、特に市区町村における入札契約の改善の取組を一層進めるため、令和2年度より、国交省も参加・直接の働きかけを行う取組を強化。

内容

- 入札契約の改善に関する各都道府県の取組状況について、国交省本省より説明
- CCUSの活用推進、公共工事の施工確保等、発注者が連携して対応すべき内容について適切な対応を働きかけ

令和3年度開催状況



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**24都府県で実施予定（他に5協会が検討中）**
- 都道府県発注工事は、**26県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和3年11月24日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎	兵庫県	●	◎(予定) ○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		●(予定)	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		●(予定)
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●○	宮崎県	●	●◎○
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●、◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●			

(令和3年11月24日 現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R4年度までに評価導入予定
- 今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- △ 検討中

※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ 等

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

(令和3年11月24日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点: 岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で21件(R2年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で39件(R2年度契約))

○地元業界の理解がある22都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件(R2年度契約))

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

(全国で13件(R2年度契約))

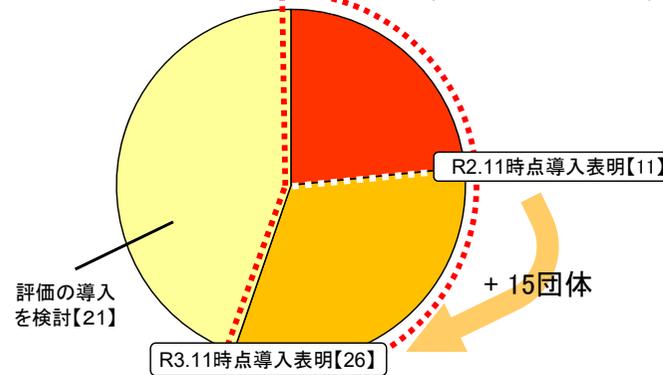
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○26県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

(令和3年11月24日 現在)



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点／減点**するモデル工事を試行。

2. **対象工事** : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※**上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点／減点**

※**目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)**

※**目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点**

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、**発注者が負担**

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、**各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**公表**することを求める。)

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめでの集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

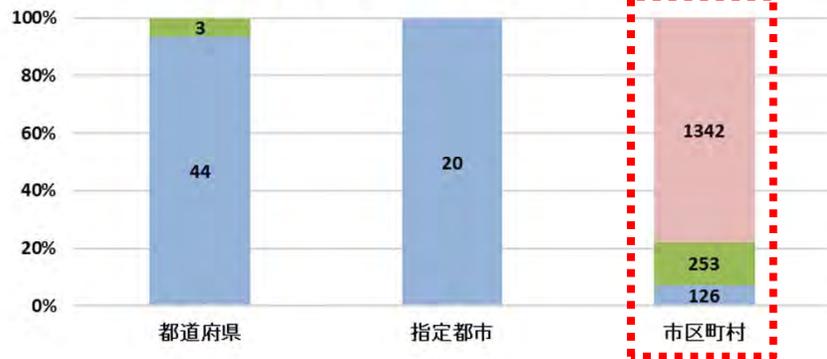
(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する(②とセット)

週休2日の更なる推進への活用

週休2日モデル工事の実施状況

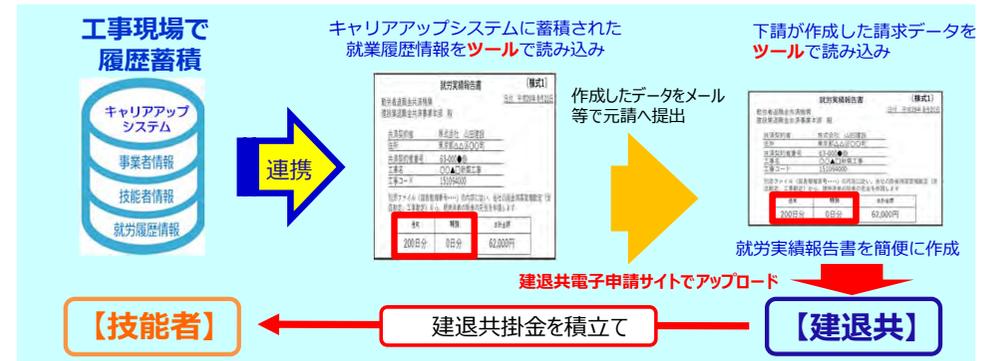


- 都道府県・政令市は64団体が導入
- 市区町村は、1721団体のうち、導入は126団体(別に253団体が検討中)

退職金制度(建退共)の掛金給付との連携

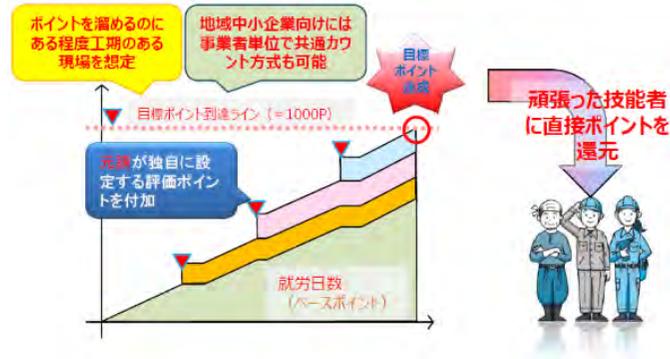
- ◎建退共の電子申請方式の導入に伴い、CCUSとの連携を推進 (CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用)

※令和4年度早期にも『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定



カードタッチ等の蓄積をポイント還元

- ◎CCUSの就業履歴数(ベースポイント)と、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネー等に還元する仕組みを試行



求人・求職活動との連携

- ◎『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始(試行)

- ◎ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨する等の取組を開始

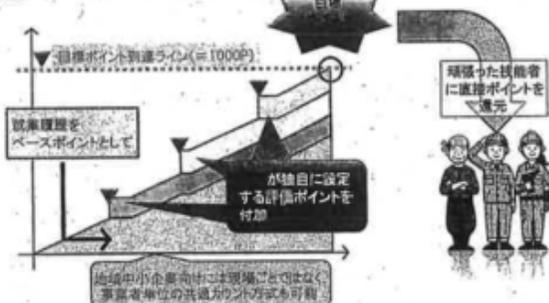


令和3年8月18日

建設通信新聞

CCUS普及へ実証実験

元請独自のポイント付与スキーム



電子マネー還元で促進

カードタッチでポイント蓄積
元請ごとの現場活動でも加算

などを還元するイメージだ。9月からの初の実証ではポイントを集めるのに十分な工期的な現場を想定しているが、将来的には比較的工期の短い工事を受注する地域中小企業への展開を目標とし、事業者単位で共通カウント方式も可能とする。

CCUSは登録技能者が60万人を突破するなど一定の普及が見られる一方で、多数の技能者が登録のみでカードタッチをしていないという課題がある。例えば6月の実績をみると、登録済みの技能者約60万人のうち、1回でもタッチをした人は全体の3割以下、約16万人にとどまる。また、その16万人の約半数が10回以下のタッチという状況だ。

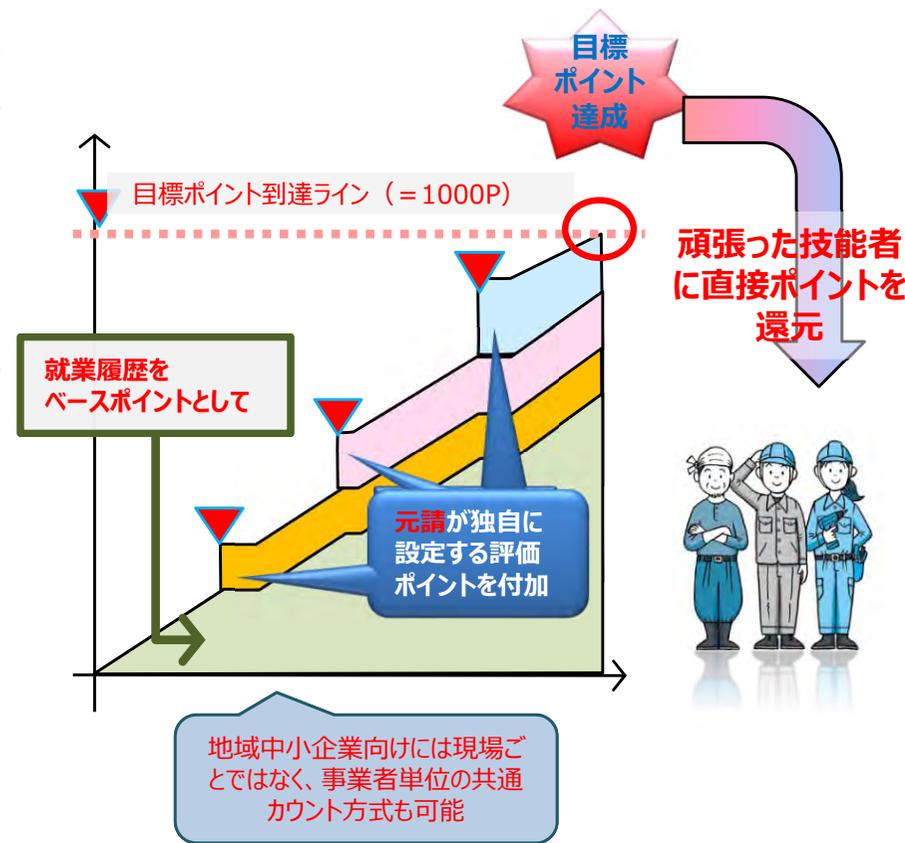
CCUSによる技能者の処遇改善はカードタッチがすべての起点となるが、技能者にはその意義が直接的に感じづらいという声が上がっており、元請が独自に設定する評価ポイントをカードタッチを通じて技能者に還元するスキームを構築してもらうのが狙いだ。また、元請によっては安全や生産性向上の取り組みへの積極的な参加を促すことができれば、累計1000ポイントためると1000円相当の電子マネーに交換できる。

例えば、カードタッチ1日1回ごとに10分、安全衛生講習会への参加30分、合理化提案で50分などを加算していき、累計1000ポイントためると1000円相当の電子マネー

建設業振興基金は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能者への普及促進に向け、新たな実証実験を始める。CCUSで就業履歴を蓄積（カードタッチ）する技能者のモチベーションが直接的に上がるよう、それぞれの元請事業者が独自に設定するポイントプログラムに応じて、電子マネーが還元される仕組みを試行する。実証実験の第1号は9月1日から奥村組の神奈川県の工事事務所から開始する。

実証実験では、CCUSのネー（QUOカードpay）カードタッチや元請事業者が設定する安全衛生活動や生産合理化活動などの対象活動に参加した技能者にポイントを付与する。各技能者がためたポイントは目標値に達すると1000円相当の電子マネー

振興基金



技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくり (技能者の技能・地位に応じた労務費見積りと尊重)

- ◎ 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進
- ◎ 各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

【下請企業への要請】

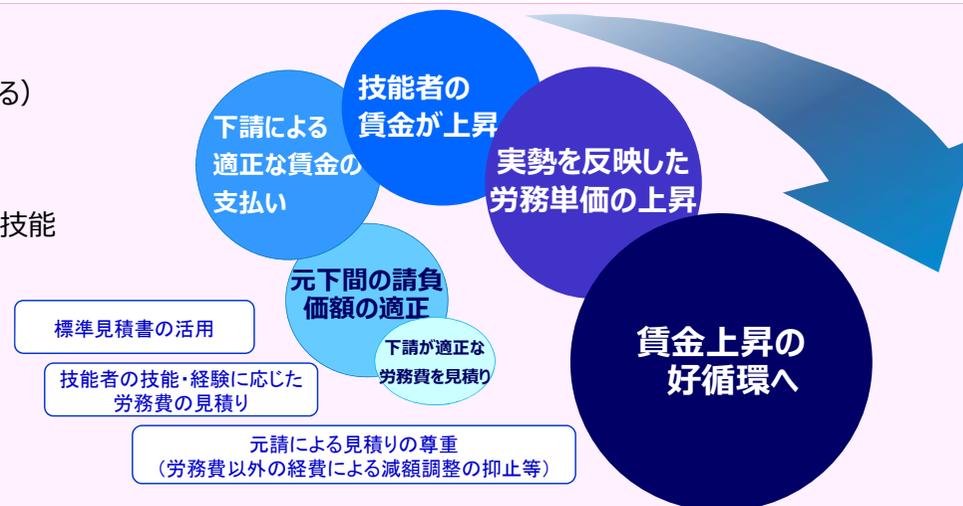
- ・労務費や法定福利費の内訳明示等 (想定人工の積上げによる積算と明示に努める)
- ・可能な場合は技能者の地位や能力に応じた積算を具体的に示す

【元請企業への要請】

- ・法定福利費及び労務費の見積り尊重 (想定人工の積上げによる積算や技能者の技能等に応じた見積りは特に尊重)、その他経費による減額調整の抑止

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円



技能者としての客観的な評価に応じた手当支給 (CCUSの能力評価等を反映した手当の支給)

◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施 (レベル2 : 500円、レベル3 : 1,000円、レベル4 : 2,000円 (特に模範となる方 : 3,000円)) 【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協会の規則でCCUS加入を義務化 (CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて検討中) 【奥村組】
- 上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ (年度未までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す) (さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定) 【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とした 【鹿島建設】
- 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている 【東洋建設】
- 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加 (独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした) (※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力が会社が個人ベースで目標達成した場合、協力的に労務費を5~10%割増補正して支払い) 【五洋建設】
- 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4 (ゴールド) の保有者から選定し、日額3,000円を支給 【清水建設】
- 従来職長手当におけるCCUS登録の義務化 【大林組】
- 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ 【大林道路】

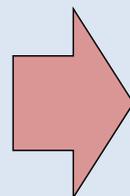
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆

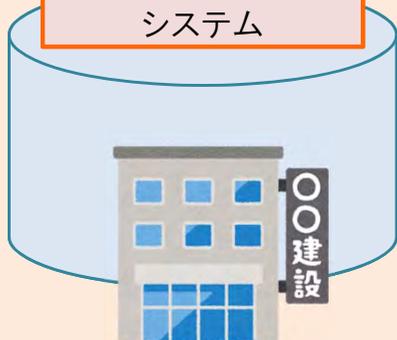


(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価の申請者】 専門工事企業

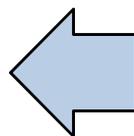
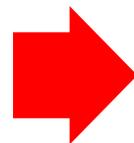
建設キャリアアップシステム



◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

見える化評価の申請



評価結果通知

【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表

専門工事業団体
(評価実施機関)



建設技能者の能力評価制度



初級技能者
(見習い)

中堅技能者
(一人前の技能者)

職長として現場に従事できる技能者

高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

レベルに応じた処遇を実現へ



◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
◎ 評価基準を公表

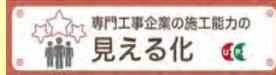
※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

【専門工事業者からの声】

- 『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）
- 『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）
- 『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）
- 『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

- 『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
- 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
- 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
- 『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
- 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

PR

選択・評価

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
- 【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



連携が可能に

PR

選択・評価

エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者	型枠 2016.06.20
技能講習	玉掛け 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保 <input type="checkbox"/> 建退共
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金
雇用	

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



- 初級技能者 (見習い)
- 中堅技能者 (一人前の技能者)
- 職長として現場に從事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
 (注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までに進行申請について適用されます)

○ 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。

(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です

○ 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)

(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細(※振込時の領収書等を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

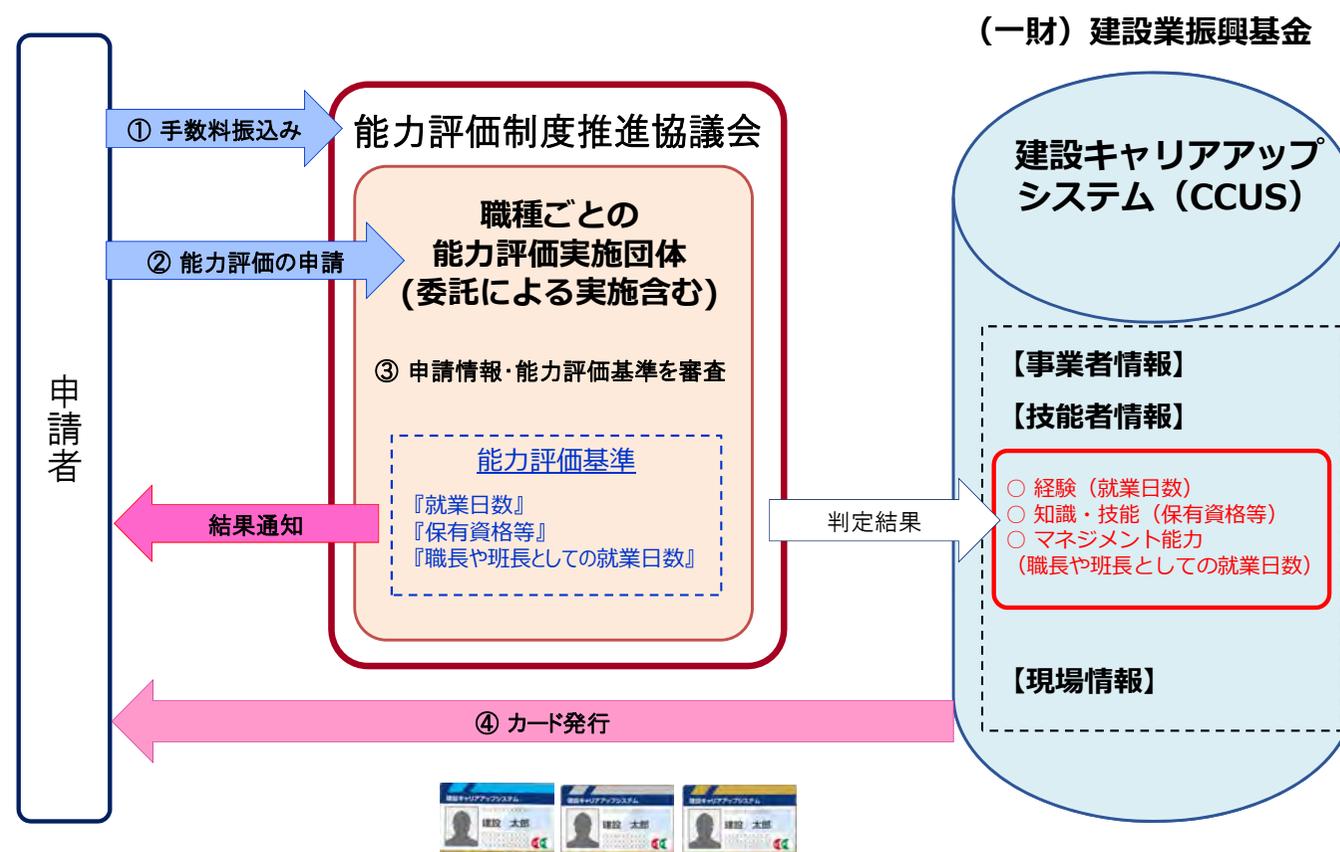
③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した)カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 5 職種 4 9 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。(事務局：国土交通省及び(一社)建設業専門工事業団体連合会)

職種	見える化評価実施機関	問合せ先・団体HP	申込HP
基礎ぐい	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611 http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/	準備中
	(一社) 日本基礎建設協会	03-6661-0128 http://www.kisokyo.or.jp/	準備中
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 https://www.dca.or.jp/	https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html
機械土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html
建築大工 (工務店)	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221 https://www.zenkenoren.org/	https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyouniyorumeri/koumutenhyouka/
	(一社) JBN・全国工務店協会	03-5540-6678 https://www.jbn-support.jp/	準備中
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287 https://www.jyukatsukyo.or.jp/	準備中
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959 https://www.zentekkin.or.jp/	準備中
鳶・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 http://nihonkutai.or.jp/	http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	(検討中)	
左官	(一社) 日本左官業組合連合会	(検討中)	
圧接	全国圧接業協同組合連合会	(検討中)	
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会	(検討中)	
配管	全国管工事業協同組合連合会	(検討中)	
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会	(検討中)	
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会	(検討中)	
土工	(一社) 日本機械土工協会	(検討中)	
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会	(検討中)	

CCUSの推進体制について

システム
運営

制度に関する情報発信・共有、普及促進

運営協議会

地方の
公共工事



都道府県
レベルの
普及促進

ブロック別CCUS連絡会議

- 地方公共団体の発注工事における普及促進
- 地元の元請建設企業等との情報共有や利用促進

CCUS評価制度懇談会（仮称）

- 主要な専門工事業団体との定期的な対話・意見交換
- 能力評価の普及促進に向けた取組
- 見える化評価の普及促進に向けた取組

⇒ 能力評価に関する制度の変更等については能力評価協議会を通じて執行

地域の専門工事業との対話・連携
(都道府県CCUS官民連絡協議会) (仮称)

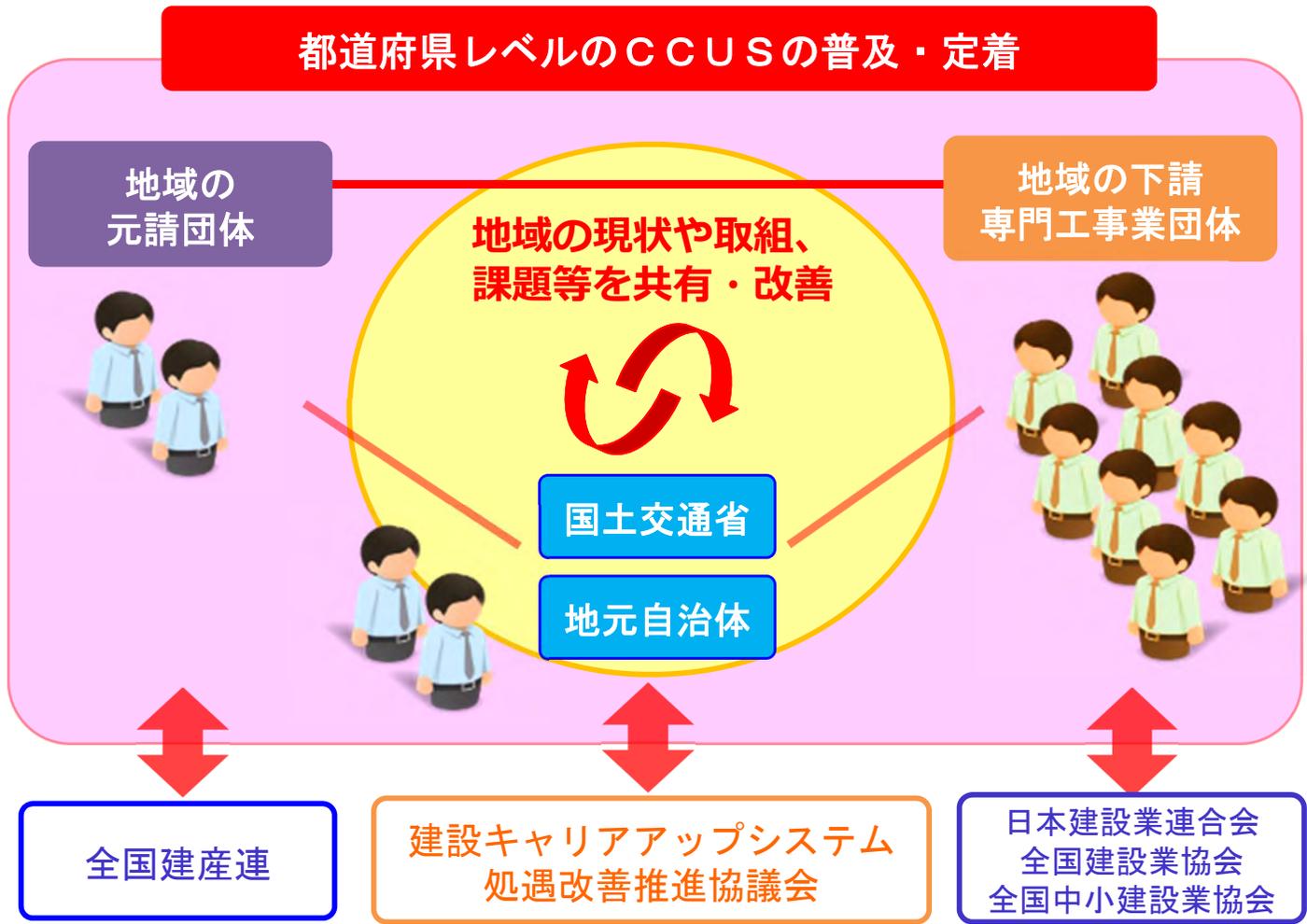
- 都道府県レベルの専門工事業団体との情報共有や意見交換、普及促進

※都道府県の元請建設業団体の理解も踏まえつつ、各都道府県建産連等と連携
(今年度はまず10県程度で設置予定)

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

※建設業4団体のほか、能力評価実施団体や民間発注者等を含め建設業界全体として推進する体制

- CCUSの普及・定着を図る観点からは、地域の実情を踏まえながら、都道府県ごとに元請企業や下請専門工事業との連携と意見交換等を通じた取組の促進が重要
- このため、地元業界の理解のある都道府県を中心に、都道府県建産連などと連携し、各都道府県の元請企業や下請専門工事業との対話・意見交換等のネットワークづくりを進める ※令和3年度まずは約10都道府県の設置を目指す



[主な構成員]

- 国土交通省(建設市場整備課等)
- 建産連などの主な専門工事業団体等
- 地元都道府県・政令市

[主な取組]

- CCUSに関する情報共有や意見交換
- 会員企業への説明会開催(適宜)等

【参考】
 全建・地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト参加協会
 秋田・宮城・福島・栃木・群馬・埼玉・東京・山梨・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・石川・富山・福井・京都・大阪・和歌山・兵庫・奈良・岡山・島根・山口・徳島・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

[担当]

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室／建設キャリアアップシステム推進室

建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見直しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国交省と建設業団体が連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

- | | | |
|--|--|---|
| <p>CCUSの概要</p> | <p>建設業振興基金CCUSサイト
<small>※(外部サイト)</small></p> | <p>建設業で働くやりがい・魅力
<small>(関連リンク集)</small></p> |
| <p>○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します</p> | <p>○システムへの登録や利用に関する情報</p> | <p>○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です</p> |
| <p>労務費等につなげる取組</p> | <p>建退共との連携</p> | <p>公共工事でのインセンティブ</p> |
| <p>○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します</p> | <p>○建退共の電子申請方式等との連携を進めています</p> | <p>○直轄工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています</p> |
| <p>技能者の方の能力評価制度</p> | <p>施工能力等の見える化</p> | <p>各種施策連携・支援策</p> |
| <p>○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します</p> | <p>○ハローワークや、各種助成制度、他の施策との連携を推進しています</p> |
| <p>現場利用の手引き</p> | <p>下請事業者向け手引き</p> | <p>技能者向け手引き</p> |
| <p>○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> | <p>○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します</p> |
| <p>CCUS登録事業者検索
<small>※建設業振興基金へ(外部)</small></p> | <p>推進体制</p> | <p>関係資料</p> |
| <p>○登録済事業者が検索できます</p> | <p>○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています</p> | <p>○制度全般に関する通知や関連資料などをご紹介します</p> |



建設キャリアアップシステム関係参考資料

職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
01 特殊作業員	36,730
02 普通作業員	79,307
03 軽作業員	2,517
04 造園工	5,732
05 法面工	3,756
06 とび工	68,170
07 石工	2,075
08 ブロック工	950
09 電工	60,321
10 鉄筋工	30,080
11 鉄骨工	8,980
12 塗装工	14,629
13 溶接工	8,941
14 運転手(特殊)	35,513
15 運転手(一般)	9,158
16 潜かん工	347
17 潜かん世話役	50
18 さく岩工	45
19 トンネル特殊工	2,850
20 トンネル作業員	3,629
21 トンネル世話役	633
22 橋りょう特殊工	2,603
23 橋りょう塗装工	549
24 橋りょう世話役	1,224
25 土木一般世話役	15,490
26 高級船員	1,099
27 普通船員	1,469

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
28 潜水士	1,274
29 潜水連絡員	70
30 潜水送気員	258
31 山林砂防工	5
32 軌道工	1,471
33 型わく工	37,932
34 大工	9,493
35 左官	13,891
36 配管工	36,740
37 はつり工	4,186
38 防水工	15,689
39 板金工	11,378
40 タイル工	3,301
41 サッシ工	3,000
42 屋根ふき工	959
43 内装工	38,684
44 ガラス工	3,800
45 建具工	7,889
46 ダクト工	8,853
47 保温工	9,214
48 建築ブロック工	3,660
49 設備機械工	10,576
50 交通誘導警備員A	591
51 交通誘導警備員B	992
52～ その他計	141,435
技能者総数	762,188

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	416,180
大工	350,000
配管工	216,730
塗装工	139,530
とび職	104,970
建機等操作	75,160
左官	73,470
板金工	50,470
型枠大工	45,670
鉄筋工	32,070
植木職, 造園師	27,430
ブロック積・タイル張工	27,060
溶接工	26,080
屋根ふき工	20,020
鉄骨工・橋梁工	13,930
運搬従事者・運転手	12,020
石工	5,220
警備員	1,360

* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したものを。

出典：建設業振興基金（2021年11月末技能者登録数
平成27年度国勢調査より

○ CCUSを導入して半年になります。取りかかりこそ難航しましたが、慣れてしまえば特に問題ありません。カードリーダーによる就業履歴の確認や、作業員名簿、資格証の確認に役立っています。自分の経験を客観的に証明できるようになることは嬉しいし、将来の安定に繋がります。



40代・男性

○ CCUSはいわば技能者個人の履歴書です。自動的に個人の経歴書が蓄積され、どの現場に入場したかの記録が残るのは画期的なことだと思います。これまでは、会社を途中で辞めると、転職先で正しい職歴を確認するのに非常に手間がかかることになっていましたが、CCUSによってキャリアの積み重ねが出来るようになると思います。

30代・男性



○ 採用時に技能者の経歴や技術を証明することで、雇用する労働者の技能レベルを客観的に把握でき、自社に合った人材を確保しやすくなります。
○ また、CCUSを使うことで、現場の書類作成や管理業務の労力と時間を大幅に削減することが可能です。システム内で建退共関係の業務や社会保険加入状況といった複雑な業務も簡略化できます。



20代・男性

○ 私は元請の施工管理技士として働いています。現場の新規入場者の社会保険や雇用状況の確認は、現状、保険証の写しなど多くの書類で行っています。作業員の資格も、事前に下請業者から書類提出を求めて確認します。建築の現場、特に新築工事では、多くの工種の作業員が入場するので大変です。(これまでは、)何百枚もの紙一枚一枚を確認して行っていますが、CCUSを使えば技能者の保有資格や社会保険加入が一目瞭然と迅速に把握でき、正確です。ペーパーレス化にも繋がります。
○ 誰がどこで就業したか各事業者が記録することも不要になります。元請として建退共証紙を交付する際、各業者から提出された出面確認をしますが、誤りもあります。これもシステムの導入により正確なものとなると期待できます。膨大な業者数と作業員を管理する上で多大な業務の効率化になるといえるでしょう。

30代・男性



○ 技能者の資格の保有状況や社会保険加入状況を簡単に確認できることは、現場管理の効率化になり、事業者の業務負担の軽減につながります。



20代・男性

○ CCUSは、蓄積されたデータを実績として見ることができ、また、実績評価を色別で示されることでカードでも分かりやすくなっている点が良いと思います。カードのレベルアップと色別に識別されることで個人のステータスが分かって、職人の仕事への意欲が増すことに繋がります。

20代・男性



○ 現場管理者のメリットとして、社会保険加入等の確認や事務作業の効率化になります。CCUSの登録だけで確認作業が容易です。
○ 地元の業者ならば会社の特徴や施工能力を把握することは難しくありませんが、他県の業者や新たな業者を選定する場合は、そうとは限りません。一社に絞って確定するのならいいですが、実際は複数業者から見積りを取るの、決める側・決められる側とも書類整理に追われてしまいます。



20代・男性

○現場管理者側からすると大変良いものだと思います。CCUSを活用すれば、下請の職人さんの実績評価がわかって、やる気のない人材の判別基準にもなります。個人的な意見ですが、(やる気がない＝安全意識も低い)という認識につながるので、各企業の技能者登録がすぐにわかるのは非常に助かります。特に、初めて取引する企業に対しては、安心感がもてます。いちいち安全書類の提出をお願いし、社会保険の加入状況などを聞く手間がなくなり、施工体制台帳の作成補助にもなります。



40代・男性

20代・男性



○若年労働者が建設業から去る理由の一つに「職業意識が低い」があります。CCUSはこの「職業意識が低い」に絶大な効果を発揮すると思います。各個人の能力を視覚化できるキャリアアップカードの存在が大きいと思います。

○施工体制台帳や作業員名簿は、まとめるまでに、各業者から書類を送ってもらってもらう必要があり、手間と時間のかかる業務です。CCUSはこのような作業を減らすことができるシステムなので、現場に導入したいです。



20代・男性

○CCUSを使うことによって、社会保険の加入状況や、技術者の資格の確認が容易になり、元請業者が紙で安全書類を受け取って確認する時間を低減できます。会社が実際に工事した経歴が一目瞭然で、初めて契約する会社の実績や技術者情報が分かるから安心して契約できるようになります。現場への入場記録が明確になるので、賃金支払いや建退共証紙の出面管理と交付時の確認に要する時間も削減できます。

○現状のままを維持しようとする会社や、どんどん新しいことに挑戦しようとする会社、いろいろあると思いますが、将来のことを考えれば、建設キャリアアップシステムは必要なものだと思います。

20代・男性



○何よりも、客観的な視点で正当な評価が行われれば、労働者のモチベーションにつながります。自分の経験や技能が評価されることで、少しでも技術やスキルを磨こうという気概が生まれ、キャリアアップの目標になることも期待されます。

○採用する側としても、労働者の経歴や技術を参照することで、自社に合った人材を確保しやすくなります。優秀な人材が確保できれば、取引先からの信頼性が高まり、受注機会の拡大も期待できます。事前に求職者の能力を把握できれば、適正な処遇・待遇が可能です。



40代・男性

○建設業界について、いつも感じていたことがあります。それは、「職人さんは自身の経験、技量に見合うだけの賃金を稼げているのだろうか」ということです。建設現場には様々な人がいて、様々な経歴を持っています。30年以上、職人一筋でやってきた人間と、初めて2～3年という人間がひとくりに「一人工」と表現されて良いのでしょうか。

40代・男性



建設事業主等に対する助成金（建設キャリアアップシステム（CCUS）関連）

- ① CCUS登録者に技能実習を受講させた事業主に対して**賃金助成の単価を割増し助成**
- ② CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して**カードリーダーの購入等に係る経費を助成**
- ③ CCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定した事業主に対して**処遇向上額に応じた定額**を助成

①人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)	②人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース)	③人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)
<p>1. 目的 建設労働者のCCUS登録の促進</p> <p>2. 助成対象者 中小建設事業主</p> <p>3. 対象となる技能実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安衛法による教習及び技能講習、特別教育 ○能開法による技能検定試験のための事前講習 ○建設業則による登録基幹技能者講習 ○教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等 <p>4. 賃金助成額単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働者数20人以下の中小建設事業主 【通常】8,550円/人日 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【CCUS登録者】9,405円/人日(1.1倍)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働者数21人以上の中小建設事業主 【通常】7,600円/人日 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【CCUS登録者】8,306円/人日(1.1倍)</p> <p style="text-align: right;">※ 令和元年度創設 ※ 令和2年度単価改訂</p>	<p>1. 目的 CCUSを活用した建設労働者の評価・処遇改善の普及</p> <p>2. 助成対象者 建設事業主団体</p> <p>3. 対象となる事業</p> <p>入職・職場定着事業のうち「評価・処遇制度の普及等に関する事業」 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設キャリアアップシステム及びそれに関連する事業の普及促進に必要な各種取組 ○完全週休二日制度等労働時間の削減に資する制度の普及 <p>4. カードリーダー購入に係る経費の助成要件</p> <p>上記3の事業を実施するに当たり、建設現場での就業履歴(入退場時刻)を記録するため、現場に設置するカードリーダーを購入あるいは専用アプリを利用した場合</p> <p>※ただし、構成員に無償で貸与する場合かつ1台当たり5万円未満のものに限る。</p> <p>5. 助成率</p> <p>【中小建設事業主団体】支給対象経費の2/3 【建設事業主団体】支給対象経費の1/2</p> <p style="text-align: right;">※ 令和元年度創設</p>	<p>1. 目的 建設労働者の処遇改善</p> <p>2. 助成対象者 中小建設事業主</p> <p>3. 対象となる措置</p> <p>中小建設事業主が雇用するCCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定し、該当するすべての者に適用後の給与等を実際に支払うこと</p> <p>※毎年処遇向上を実施する場合は、3か年を限度として助成</p> <p>4. 支給額</p> <p>【年10万円以上の処遇向上】 66,500円/人年</p> <p>【年5万円以上の処遇向上】 33,200円/人年</p> <p style="text-align: right;">※ 令和2年度拡充</p>

※建設事業主団体
構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体

※中小建設事業主団体
建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体

建設事業主等に対する助成金の概要

R4 要求額 7,074,431千円
R3 予算額 6,089,259千円

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試用雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

- 【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
② コロナによる離職者を試用雇用する事業主への助成（※）
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）
※令和2年1月24日以降に離職した者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

- 【助成率・額】 ①経費助成 補助対象経費の 16.7%
②賃金助成 3,800円/人日
③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

【対象となる技能実習】

- 安衛法による教習、技能講習、特別教育
- 能開法による技能検定試験のための事前講習
- 教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率・額】

- 1 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）
 - (1) 労働者数20人以下
 - ①経費助成 75%
 - ②賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
 - (2) 労働者数21人以上
 - ①経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45%
 - ②賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満 15% 35歳以上 15%
②の場合 1,750円/人日
- 2 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）
 - ①経費助成 60%
 - ②生産性向上助成 ①の場合 15% など

人材確保等支援助成金

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

【対象となる取組例】

現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%
中小建設事業主以外 45% など

◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース（仮）【新規】

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

【対象となる事業】

- 構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
- CCUS登録等に係る代行申請手続
- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%
中小建設事業主団体以外 50% など

◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

- 【助成率】 経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））を廃止。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成<>括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和4年度まで延長）。

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給。

○ 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施（R3.7.30～）

- ① 建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨
- ② 技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主（求人者）に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- CCUS登録企業であることで、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。

⇒ 長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業者等、求人者にとってのメリット】

- ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

(記載例)

建設キャリアアップシステム登録事業者です。
施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

⇒ 求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保することができる

【建設事業主向けリーフレット】

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

【求職者向けリーフレット】

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる!

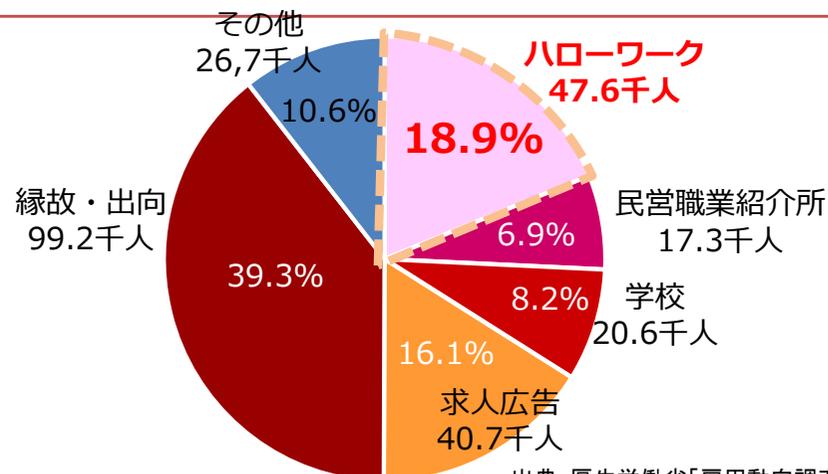
新3K に向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

- 給与(K)**
 - ・ 賃金改善を推進 (国土交通省・建設業団体等共同)
 - ・ 雇人の給与は約18%UP
- 休暇(K)**
 - ・ 土日祝日などより、週休2日を確保し、働き方改革により、労働時間を短縮
- 希望(K)**
 - ・ 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能者評価
 - ・ 技能者経験レベルに応じた4色のカード交付
 - ・ カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します

詳しくは裏面へ▶

○建設業の入職経路におけるハローワークの状況



出典:厚生労働省「雇用動向調査」(令和元年度)

CCUSの登録・現場利用に対するサポート体制

認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで**窓口で実施**（全国194箇所開設）（9月末現在）

- 書面による申請、写真付きの身分証がない申請は、認定登録機関でのみ可能
- 技能者登録は、「詳細型登録」のみの受け付けとなります



緑：開設済み 32都府県
空白：公募を予定

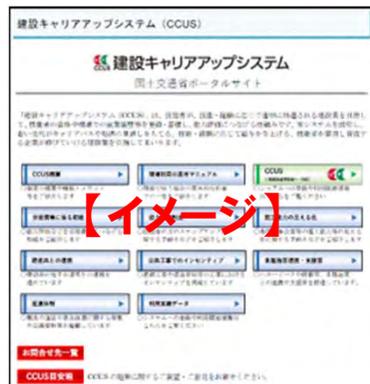


登録支援機関

会員企業等の**限定された申請者を対象に**、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録（全建傘下26協会等）

一元的な情報発信の開始・充実

【国交省ホームページで「国交省CCUS関連ポータルサイト」を新設】
（順次コンテンツの拡充を予定）



【イメージ】

現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

『CCUSサテライト説明会』の開催

◎2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催（開催件数2194件、参加者数延べ5572名）（9月末時点）

※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能

CCUS事業本部 サテライト会場



Zoom



『CCUS認定アドバイザー』

◎CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザーを認定

※現在79名（10月認定予定の行政書士50名を加え、47都道府県に配置完了し活動を本格化する予定

『CCUSチャンネル』

◎ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報はじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



【CCUSお問合せセンター】



標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)
 【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)
 【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

標準見積書による労務費総額の算出方法等の例

職種	団体名	労務費総額の明示	労務費総額の算出方法
鉄筋	(公社)全国鉄筋工事業協会	○	想定人工の積上げ
圧接	全国圧接業協同組合連合会	○	想定人工の積上げ
型枠	(一社)日本型枠工事業協会	○	想定人工の積上げ
配管	(一社)日本配管工事業団体連合会	○	その他 (作業内容ごとの労務費を一式で算出)
鳶・土工	(一社)日本鳶工業連合会	○	想定人工の積上げ
内装仕上	(一社)全国建設室内工事業協会	○	想定人工の積上げ
	日本建設インテリア事業協同組合連合会	○	想定人工の積上げ
ダクト	(一社)全国ダクト工業団体連合会	○	想定人工の積上げ
保温保冷	(一社)日本保温保冷工業協会	○	想定人工の積上げ、労務費率による算出
運動施設	(一社)日本運動施設建設業協会	○	想定人工の積上げ
基礎工	(一社)全国基礎工事業団体連合会	○	想定人工の積上げ
	(一社)日本基礎建設協会	○	想定人工の積上げ、労務費率による算出
造園	(一社)日本造園建設業協会	○	想定人工の積上げ
	(一社)日本造園組合連合会	○	その他 (工種ごとの労務費を一式で算出)
トンネル	(一社)日本トンネル専門工事業協会	○	その他 (作業内容ごとに(数量)×(単価)により労務費を算出)
塗装	(一社)日本塗装工業会	○	想定人工の積上げ
PC	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	○	その他 (作業内容ごとに(数量)×(単価)により労務費を算出)

国不建キ第15号
令和3年12月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について

建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保・育成を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、平成25年5月に「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）を発出し、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示等について各専門工事業団体及び総合工事業団体における取組等を要請するとともに、平成29年7月には、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が発注者に提出する請負代金内訳書において法定福利費の明示をする規定を設けるなど、法定福利費の適切な支払いと社会保険等の未加入対策を着実に推進してきたところであります。

こうした社会保険等の加入促進に係る取組に加え、公共工事設計労務単価の平成25年度以降9年連続となる引上げ改訂を通じて、建設技能者の賃金についても着実に改善が図られつつあるところですが、依然として、建設業に従事する建設技能者の賃金は製造業等には及ばない状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響がある中で、昨年度実施した公共事業労務費調査において一部の職種や地域の単価が前年を下回るなど、建設技能者の労務費を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。建設業における担い手の確保・育成のためには、賃金の引上げが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが必要であり、発注者、元請事業者、下請事業者それぞれの関係者が連携して取り組むことが重要です。本年3月に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、すべての関係者が可能な取組を進めることを確認したところであり、適切な労務費の確保に向けてより一層の取組を進めていくことが重要です。

加えて、建設技能者の地位や技能に応じた処遇改善を図り、建設業における担い手の確保・育成と、建設技能者を雇用・育成する企業が伸びていける建設業を目指して、平成31年4月から建設キャリアアップシステムの本格運用を開始し、官民一体となってその普

及と利用促進に取り組んでいるところであり、今後は、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて、建設技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りと支払いがなされる環境整備を着実に進めることが重要となっております。

こうした労務費や法定福利費を取り巻く情勢のなかで、社会保険等に係る法定福利費は労務費に一定の保険料率を乗じて算出されるものであり、法定福利費は労務費の支払い確保と一体的に推進されるべきものであることから、専門工事業団体及び総合工事業団体におかれましては、標準見積書の活用等による労務費と法定福利費の確保が図られるよう、下記の取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

記

1. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、団体における標準見積書等の位置づけの明確化や標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ、標準見積書等における法定福利費の内訳明示の推進に取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

(1) 下請企業の標準見積書等による内訳明示と見積提出の促進

各専門工事業団体においては、傘下の会員企業等に対し、引き続き、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を進め、適正な法定福利費の確保を求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけを行うこと。

また、標準見積書において労務費の総額の明示や、その根拠となる想定人工の積上げによる積算等が示されている場合においては、法定福利費の内訳明示に加え、各業種の実情に応じて労務費の総額や、可能な場合にはその積算等についても示すよう努める旨、傘下の会員企業等に対して周知されたい。

さらに、標準見積書において想定人工の積上げによる労務費の積算等を採用している場合においては、各業種の実情に応じ、建設技能者の地位や技能を踏まえた積算についても、別紙1（例2など）を適宜参照のうえ取組の推進に努められたい。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

① 労務費及び法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じて、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法が基本であるが、労務費の計算については、建設業法第20条第1項の規定において、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、想定人工の積上げによって算出する方法によることとすることが望ましい。現在すでに一定の専門工事業団体においては標準見積書において想定人工の積上げにより労務費を算出する方法を採用し、かつ、労務費の総額と積算の内訳を明示することとされているところであり、他の専門工事業団体においてはこれらを参考に各業種の実情に応じて標準見積書のブラッシュアップに努められたい。

② 労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映

今後、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据え、必要な労務費の支払い確保の観点から、建設技能者の地位や技能を反映して労務費を具体的に見積り請求することが望まれる。このため、専門工事業団体が策定する標準見積書において労務費の見積りについて想定人工の積上げによる方法を採用する場合において、各業種の実情に応じて可能なときは事業者が建設技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことができるよう、別紙1の例2などを参照して標準見積書のブラッシュアップに適宜努めていただきたい。

さらに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて建設技能者のレベル別の想定人工の積上げによる方法について別紙1の例3を適宜参考にされたい。

③ 法定福利費と労務費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費・労務費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費・労務費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費・労務費を簡便に算出する方法を採る場合には、下請企業は年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費・労務費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際にはその内容を合理的に説明することが求められる。ただし、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められることは困難であることに留意されたい。

2. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体（会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。）におかれては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、発注者への対応や見積書を提出する環境づくりに取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

（1）元請企業から下請企業へ見積書の提出促進

総合工事業団体は、会員企業が元請企業となる場合には、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の作成・提出を、下請企業に対して促すよう、会員企業に対する働きかけに努められたい。

（2）見積書を提出した下請企業の見積りの尊重

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費や労務費総額については、見積書を提出しない下請企業のものとは別に、見積書を尊重した取扱いを行うよう求めること。

必要な労務費等の支払い確保の観点から、想定人工の積上げによる積算が明示され、建設技能者の地位や能力を踏まえた見積りが明示されている場合は、特にその見積りの尊重に努め、適切に請負代金に反映するよう努める旨についても、あわせて会員企業に対して周知されたい。

（3）労務費その他の費用の減額の懸念への対応

下請企業による労務費の総額の内訳や積算の明示は、下請企業として必要な労務費等の適切な支払い確保の観点からなされるものである。しかしながら、法定福利費や労務費を確保する代わりにその他の費用を引き下げて請負代金総額で調整するといった懸念が依然として専門工事業者に根強い状況にあるため、この懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な法定福利費と労務費その他の費用が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

（4）定型書式の対応

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、会員企業が下

請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、当該定型書式に当該欄を追加することや、別添による添付を奨励することなど、下請企業が活用する標準見積書との整合が図られるよう、機会をとらえて働きかけを行うこと。

(5) 法定福利費の内訳明示の徹底

元請企業は、建設工事標準請負契約約款において、発注者に対して提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳明示することが義務付けられているところであり、引き続き、当該内訳明示の徹底を図られたい。

なお、今般、地方公共団体の発注者に対して、法定福利費の確保の実効性が図られるよう、別途、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付総行第419号、国不入企第33号）を發出し（参考資料2を参照）、公共発注者による確認等を要請しているので留意されたい。

(6) 建設業法第19条の3等に係る留意事項

下請企業の見積書に法定福利費や労務費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず法定福利費や労務費を一方的に削減することはもとより、法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となることは、その結果として「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので留意すること。

また、専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について想定人工の積上げによる方式を標準としている場合や、建設技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げること（下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと）等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げにより契約が行われ、その結果として請負金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合にも同様に、建設業法第19条の3に違反するおそれがあるので留意すること。

なお、上記に該当しない場合であっても、見積り依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経ずに、元請企業が合理的根拠がない請負金額を一方的に決定する等の行為は建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）、第20条（建設工事の見積り等）を没却するものであり、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

3. その他

(1) 関係者への周知啓発

各建設業者団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、引き続き、団体による説明会や団体ホームページへの掲載、元請企業本社から社内・現場関係者への説明、協力会組織を活用した説明等をはじめ、様々な機会をとらえて、標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保に向けた関係者への周知啓発を図るようお願いします。

(2) 労務費及び法定福利費の確保等の処遇改善に関する新たな推進体制

これまで、社会保険加入の徹底等については、社会保険未加入対策推進協議会（平成29年に建設業社会保険推進連絡協議会に改組、また、平成30年に建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に改組）において、総合工事業団体、専門工事業団体、建設労働者、行政等の関係者一体のもとで取組の推進が図られたところではありますが、今後は、建設キャリアアップシステムの一層の普及を見据え、これを建設業共通のインフラとして、社会保険加入のみならず、労務費や法定福利費の確保、建設業退職金共済制度の適正履行など、建設技能者の処遇改善を官民一体となって推進する観点から、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」に発展的に改組し、建設業団体等による一層の取組を推進することとしています。標準見積書の活用等による法定福利費や労務費の確保に係る取組についても、課題や情報を適宜集約し、当協議会のもとで着実な推進を図ることとしていますので、ご協力をいただくよう、よろしく申し上げます。

以上

想定人工の積上げによる労務費の積算方法の例

【例 1】 労務費の積算に関する基本的方法

100 m²当たり

〇〇工	歩掛	単価	労務費
〇〇工	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
総額			〇〇円

※例 1 は、現行の標準見積書の作成に当たって、基本的な方法として示されているものであり、専門工事業団体のうち、労務费率等を用いる方法を採用している団体においては、各業種の実態に応じて、改めて標準見積書のブラッシュアップについて検討を行うことが望ましい。

【例 2】 建設技能者の地位や技能を反映する方法

100 m²当たり

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
総額			〇〇円

※必要な労務費等の支払確保を図る観点からは、各業種の実情に応じて可能な場合においては、例 2 のとおり、職長や一般作業員等、建設技能者の一定の地位や技能に応じて労務費を見積り、その内訳を示すよう努めることが望ましい。なお、その際、基本的には、職長は建設キャリアアップシステムのレベル 3 又はレベル 4 に相当し、一般作業員等は建設キャリアアップシステムの能力評価のレベル 1 又は 2 に相当することが想定されるので参考にされたい。

【例 3】 建設技能者の地位や技能を反映する方法②

100 m²当たり

〇〇工	歩掛	単価	労務費
レベル 4 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
レベル 3 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
レベル 2 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
レベル 1 相当	〇〇人工	〇〇円/人	〇〇円
総額			〇〇円

※建設キャリアアップシステムのレベル相当別の内訳を明示する方法について適宜参考にされたい。

(注) なお、例 1～3 とともに、見積書作成時点での労務費の内訳であり、実際の内訳は工事中の諸条件で変動することに留意する。

「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」

(平成25年5月10日付国土建労第7号)(抜粋)

2. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 団体における標準見積書等の位置付けの明確化

各専門工事業団体では、各団体が作成した標準見積書及び作成手順書について、本通知を踏まえ、1に記載した標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示の意義と標準見積書等の位置付けを冒頭に明記し、改めて団体としての考え方を明確にする。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

1) 算定に当たり用いる保険料率の統一

法定福利費を内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料(法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。)、厚生年金保険料(法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。)及び雇用保険料を対象とする。具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

2) 計算手順の明確化

標準見積書及び作成手順書では、法定福利費の具体的な計算手順が関係者に理解されるようにすることが必要であることから、具体的な金額の記載ではなく、各欄に記号を振って、各欄の演算関係を示す形で提示する。具体的な金額を記載している場合には、具体的な金額の記載によらずに、各欄の記号により示すように修正する。

3) 歩掛等の根拠の明確化

専門工事業団体の作成する作成手順書における計算に当たって用いる歩掛等については、関係者に理解されるように公正・妥当な客観データを用い、数値の根拠や出典を明記する。業界団体調査による数値を用いる場合は、平均値だけでなく客観的な統計処理をした高低の分布や動向等の全体像も記載する。現在の案の中で歩掛等の根拠・出典が不明確なもの、特定個社や業界団体調査による数値を用いているものについては、算定に用いる数値の根拠や出典を明記するとともに、特定個社の数値ではなく、公正・妥当な客観データを用いたものに改める。

4) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法を基本とする。

5) 法定福利費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を採る場合には、年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするるとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。但し、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められない。

6) 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。

施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

7) 法定福利費内訳明示額に係る消費税の取扱い

請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱うこととする。

8) 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方(労働者とみなされる場合を除く)など、当該工事における法定福利費(事業主負担分)を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。

適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあっては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費(事業主負担分)の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

なお、元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

(3) 標準見積書等による内訳明示の推進

1) 下請企業の見積提出促進

各専門工事業団体は、傘下の会員企業等に対し、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、適正な法定福利費の確保を図ることを求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけることとする。

2) 下請企業の経理の明確化

標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書を作成・提出するためには、下請企業において自社の見積の算定根拠を説明できるよう経理を明確化することが望まれることから、各専門工事業団体は会員企業を通じて経理の明確化に向けた取組を呼びかける。

3) 各団体の周知状況・使用開始時期の目途共有

各専門工事業団体は、標準見積書の活用に向けた団体による説明会等を通じた周知の状況や団体としての標準見積書の使用開始時期について、国土交通省をはじめとする関係者間で共有するよう努める。

4) 未作成団体の対応

現時点で法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及び作成手順書を未作成である専門工事業団体においては、本通知を踏まえ、可能な限り速やかに検討・作成し、社会保険未加入対策推進協議会の事務局である当課まで登録する。

3. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体(会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。)においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 発注者への対応

主な民間発注者団体に対し、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月国土交通省)及び「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」(平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)を踏まえて、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請する。

また、傘下の会員企業に対しては、上記の通知を踏まえて法定福利費を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を発注者に求めていくよう周知する。

(2) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業へ見積提出促進

総合工事業団体は、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行う。

2) 見積書を提出した下請企業の尊重

総合工事業団体は、下請企業からの標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費等については、見積書を提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行うよう求める。

3) 労務費減額の懸念への対応

法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

なお、法定福利費は見積額としつつも労務費等が見積額を下回る額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

4) 定型書式の対応

下請企業による標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、総合工事業団体は、会員企業に対し、会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する。

総行行第 4 1 9 号
国不入企第 3 3 号
令和 3 年 1 2 月 1 日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利
費の適切な支払いのための取組について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 3 月 9 日閣議決定。令和元年 1 0 月 1 8 日一部変更。以下「適正化指針」という。）では、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。また、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされております。

さらに、建設業の担い手の育成及び確保には、法定福利費等の実際の施工に要する通常妥当な経費を反映した適正な金額で契約を締結し、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要であり、各地方公共団体に対しては、これまでも、「適正化指針」や「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 1 0 月 2 1 日付け総行行第 2 1 5 号・国不入企第 2 6 号）をはじめ、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和 3 年 2 月 1 9 日付け国不入企第 3 4 号）等により、請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について通知等をしたところであります。

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、法定福利費の

適切な支払いのための取組の強化が求められており、これまで、国土交通省直轄工事における取組について各地方整備局等あてに通知されているほか、今般、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第15号）（別紙1）により建設業者団体に対しても取組が要請されたところであるので、各地方公共団体におかれては、法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、下記の事項について、関係部局間で連携して実施に努めるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。

記

1. 請負代金内訳書への法定福利費の明示について

予定価格の積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させること。

また、明示させる法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の作成したマニュアル（別紙2）に準拠する等により適切に算出するべきものであることを契約相手に事前に周知すること。

2. 公共工事の発注者による法定福利費の確認について

受注者により明示された法定福利費額については、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「予定価格に占める法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認すること。

なお予定価格に占める法定福利費概算額の算定について、国土交通省直轄工事では別紙3、4の通り、農林水産省では別紙5、6の通り運用しており、参考にされたい。

また、予定価格に占める法定福利費概算額については、入札及び契約に関する透明性の確保の観点から、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、適時に公表することを基本とする。

3. 比較による確認の結果一定以上の乖離がある場合について

受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額に一定以上の乖離幅がある場合は、法定福利費、さらにその根拠となる労務費が所要額を大き

く下回るおそれがあるため、受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示すること。

法定福利費は、建設業者が義務的に負担しなければならない社会保険料であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものである。また、低入札価格調査基準中央公契連モデルにおいても、低入札価格調査基準に係る法定福利費や労務費の算入率は100%とされているところである。このため、積算上は受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額との間には落札率以上の乖離幅が認められるものではないが、予定価格の積算上発注者が見込む工事費内訳と、受注者の見込む工事費内訳には、一定の差異が生じ得ることを踏まえ、一定以上の乖離幅があると判断する場合の基準として、少なくとも、受注者により明示された法定福利費額が予定価格に占める法定福利費概算額の1/2以上であることを目安として設定すること。

なお、受注者による算出根拠の確認を経てもなお上記基準以上の乖離幅がある場合においては、発注者から建設業許可部局に対し法定福利費概算額が乖離している事案を通知したうえで、類似事案の発生頻度等を踏まえ、必要に応じて建設業許可部局が発注者と連携し、受注者に対して、受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認を行うことが望ましい。(具体的な確認行為の手順については【補足事項：受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認行為の例】を参考にされたい。)

【補足事項：受注者により明示された法定福利費額の算出根拠の確認行為の例】

受注者に対して次の（１）又は（２）の事項の提示又は説明を適宜求める。説明を聴取した際に、下請企業からの見積書等の客観的な根拠資料が提出されない、一定以上の乖離があることについての明確な説明がなされないなどの不適切な対応について、同様の対応が繰り返される場合や、下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、受注者がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削減していることが明らかとなった場合などであって、不正行為（建設業法第19条の3等に違反するおそれ。事例については別紙7を参照されたい）が強く疑われる場合については、国土交通省又は建設業許可部局と連携し、必要な措置を講ずる。

（１）受注者が、下請企業から提出された見積り等を活用して法定福利費額を算出している場合

各下請企業の請負工事に対する法定福利費額及び根拠とする労務費額（工事価格に労務费率（工事価格に含まれる平均的な労務費の割合）を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）について、見積書等の根拠資料の提示による説明を求める。

（２）上記（１）によらない場合

①労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合

法定福利費額の算出に用いた労務費額（工事価格に労務费率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

②工事価格に法定福利费率（工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合）を乗じて算出している場合

法定福利費額の算出に用いた法定福利费率等について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

- 別紙 1 標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和 3 年 1 2 月 1 日付国不建キ第 1 5 号）
- 別紙 2 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成 2 7 年 5 月 2 6 日）
- 別紙 3 令和 3 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和 3 年 3 月 1 6 日付け国技建管第 2 2 号）
- 別紙 4 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法の試行について（通知）（平成 2 6 年 3 月 2 7 日付け国営計第 1 4 2 号）
- 別紙 5 入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について（令和 3 年 3 月 3 0 日付け事務連絡）
- 別紙 6 入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記に関する対応について（令和 2 年 7 月 1 3 日付け事務連絡）
- 別紙 7 不正行為の疑い（建設業法第 1 9 条の 3 等に違反するおそれ）がある場合の例

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。

法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）とは、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

(1) 内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費（社会保険料）といった場合、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料がありますが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金 [※]	雇用保険料	労災保険料 [※]
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※ 事業主が全額負担(本人負担分なし)

- 内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としていますが、各社が個別に表中の『×』の部分の内訳明示しても構いません。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要があります。(例えば、「法定福利費は、××保険料の本人負担分も含んでおります。」など)

(2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

(3) その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

(4) 適用する保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率 (介護保険料率)	・協会けんぽのウェブサイト 等 (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率 加入率(40～64歳の被保険者割合)を加味する
厚生年金保険料率 (児童手当拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト 等 (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト 等	「建設の事業」の料率を用いる

○健康保険の保険料率

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)

また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、**介護保険の対象者は、基本的に 40 歳から 64 歳までの方のみ**ですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、介護保険の対象となる 40 歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。

そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況（被保険者全体に占める 40～64 歳の割合）を勘案して設定する方法等が考えられます。

（参考） 介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

= 協会けんぽの介護保険料率 × 1/2(事業主負担) × 加入率(40～64 歳の被保険者割合*)

***協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より**

○厚生年金保険（児童手当拠出金含む）の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

○雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

（5）健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が 5 人未満の個人事業所（支所）や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる『適用除外』となります。そのため、各保険の**事業主負担は発生しません。**

したがって、**適用除外となっている現場作業員の法定福利費については、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。**

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上、難しいと思いますので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。その後、元請企業（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
	健康保険料	B	q	F・・・B×q	
	介護保険料	B	r	G・・・B×r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
	合計	B	t	I・・・B×t	I
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
合計					L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

※ 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕 = 労務費総額 × 法定保険料率

〔算出手順例〕

1. 労務費総額（B）を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額（B）に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出（E，F，G，H）。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料率の2分の1）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする

【協会けんぽの場合】

介護保険料率の算式 = $1.58\% \times 1/2 \times 52.9\% = \underline{0.418\% (r)}$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出
($I = E + F + G + H$ または $B \times t$)
4. 小計額（J）を算出。
5. 消費税（K）を算出。
6. 合計（L）を算出し、見積金額として計上。

3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないのでしょうか？

- A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算定するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はありません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としていますので、法定福利費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのでしょうか？

A. 対象となります。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのでしょうか？

A. 社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が
必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては
従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示するこ
とにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書
が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明
示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところです。

この取組については、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的
に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が
明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相
当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、
労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うこ
とができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原
価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設
業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組であることから、「社会保険の加入に関
する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事
業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積
書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出
する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべ
き事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのでしょうか。

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者
に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、下
請企業に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。また、見積書では、注
文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、ど

れくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（下請代金）そのものが項目として計上されているわけではありません。

したがって、自社が作成する見積書そのものに含まれる『工賃』を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられます。

Q. 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合、適用する保険料率はどの保険のものにすればいいのでしょうか？

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がありますが、自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じであるとは限りません。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられます。要は、法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ありません。

Q. 見積金額には元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか。

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、平成27年4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こと、あるいは「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

国技建管第 22 号
令和 3 年 3 月 16 日

各地方整備局企画部
技術調整管理官 殿
北海道開発局事業振興部
技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局開発建設部
技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

令和 3 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について

標記について、下記のとおり定め、施行することとしたので通知する。
なお、各地方整備局等においては、関係部局に対して適切に対応するよう周知されたい。

記

1. 間接工事費の実績変更対象費の割合

地域外からの労働者確保等に要する共通仮設費、現場管理費の設計変更に用いる「実績変更対象費」の構成比は、別紙 1 のとおりとする。

2. 法定福利費の割合

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」における工種区分の「法定福利費」の構成比は、別紙 2 のとおりとする。

附則

本通知は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告等を開始する工事から適用する。
ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに入札公告等を開始した工事については、「令和 2 年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和 2 年 3 月 31 日付け国技建管第 36 号）による。

以上

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

(単位：%)

費目		工種										
		河川工事	河川・道路構造物工事	海岸工事	道路改良工事	鋼橋架設工事	P C橋工事	舗装工事	砂防・地すべり等工事	公園工事	電線共同溝工事	情報ネットワーク工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.29	2.23	1.77	1.59	3.21	2.10	1.31	1.43	1.14	1.39	2.18
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	1.74	2.62	2.24	1.99	3.53	2.48	1.83	1.92	1.64	1.95	2.66

(単位：%)

費目		工種											
		橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	共同溝等工事(1)	共同溝等工事(2)	トンネル工事	下水道工事(1)	下水道工事(2)	下水道工事(3)	下水道工事(4)	コンクリートダム工事	フィルダム工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	18.33	12.67	7.27
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用)	1.82	1.18	1.12	1.14	1.84	2.07	1.61	1.26	1.33	2.08	2.43	1.01
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	24.00	39.95	45.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、貸金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	2.14	1.88	1.67	1.67	2.17	2.47	1.99	1.80	1.76	2.55	2.71	1.42

別紙 2

■ 法定福利費の割合

(単位 : %)

工 種	R3工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.00
河川・道路構造物工事	3.58
海岸工事	3.45
道路改良工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
P C 橋工事	3.89
舗装工事	3.95
砂防・地すべり等工事	4.16
公園工事	4.15
電線共同溝工事	4.38
情報ボックス工事	4.13
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
河川維持工事	6.48
共同溝工事 (1)	4.39
共同溝工事 (2)	3.06
トンネル工事	4.67
コンクリートダム工事	4.24
フィルダム工事	2.34
下水道工事 (1)	4.09
下水道工事 (2)	4.45
下水道工事 (3)	3.89
下水道工事 (4)	3.54

国 営 計 第 1 4 2 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

北海道開発局営繕部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿

国土交通省大臣官房
官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

営繕工事における
「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」
の算出方法の試行について(通知)

今般、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額（概算額）が含まれていることを、より容易な形で明らかにする観点から、入札調書に予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額を明記することとなった。

営繕工事における同概算額の算出にあっては、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 営繕工事における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法

法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 5 %
(昇降機設備工事を除く)

昇降機設備工事の法定福利費事業主負担額概算額 \div 工事価格 \times 2 %

2. 試行対象工事

平成 26 年 4 月 1 日以降に契約の締結を行う工事を対象とする。

3. 本件に関する担当者、問い合わせ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課 課長補佐(積算担当)

TEL 03-5253-8111 内線 23243

入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」
の明記について

平成 26 年 5 月 7 日 事務連絡
農村振興局設計課施工企画調整室課長補佐
(積算基準班、施工基準班) から各地方農政
局整備部設計課長あて

最終改正 令和 3 年 11 月 16 日 事務連絡

工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」(平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 172 号大臣官房経理課長)に基づき、実施されているところである。

一方、社会保険への未加入問題に対処すべく、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、平成 24 年 4 月から本来事業者が負担すべき法定福利費を予定価格に適切に反映させるため、土地改良事業等請負工事積算基準における現場管理費の率の算定式の改正を行った。さらに、平成 25 年 4 月から適用する公共工事労務単価について、法定福利費相当額が適切に反映されるよう改定を行った。

また、社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、平成 25 年 9 月 26 日に社会保険未加入対策推進協議会において、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳に明示した見積書を下請企業から元請企業へ提出する申し合わせが行われるなど、社会保険未加入対策の取組みが進められてきている。

このような背景を踏まえ、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額(概算額)が含まれていることを、発注者側として、より容易な形で明らかにする観点から、下記の取組を行うこととしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

1. 法定福利費の事業主負担額(概算額)の公表

入札結果等の公表については、「平成 26 年度工事に関する総合評価落札方式の運用について」(平成 26 年 3 月 27 日付け施工企画調整室長事務連絡)記 13 に基づき、閲覧に供するほか、併せてインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額(概算額)についても、加えて別紙-2 のとおり記載し公表するものとする。

2. 対象工事

営繕工事を除く一般土木工事、ダム工事、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（予定価格が250万円を超える工事）

3. 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

算出については、別紙－1のとおり。

附 則

この通知は、平成26年5月7日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

附 則

この通知は、平成27年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この通知は、令和3年11月16日以降の契約に係る工事から適用する。

工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

1 一般土木工事及びダム工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割 合
ほ場整備工事	5.74%
農用地造成工事	4.58%
舗装工事	3.95%
道路改良工事	3.71%
水路トンネル工事	3.33%
水路工事	5.33%
排水路工事	4.63%
河川工事	4.00%
管水路工事	4.22%
管更生工事	3.54%
畑かん施設工事	3.61%
干拓工事	3.21%
海岸工事	3.45%
コンクリート補修工事	5.24%
その他土木工事（1）	3.91%
その他土木工事（2）	4.94%
フィルダム工事	2.34%
コンクリートダム工事	4.24%

(3) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記（2）の割合を乗じて算出する。

2 施設機械設備工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
施設機械設備工事	1.49%

(3) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、据付工事原価に上記（2）の割合を乗じて算出する。

3 鋼橋製作架設工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から工場製作原価及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる係数

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
鋼橋製作架設工事	2.85%

(3) 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、工事価格から工場製作原価を除いた額に上記（2）の割合を乗じて算出する。

4 電気通信設備工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事価格及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
電気通信設備工事 （その他土木工事（1）を準用）	3.91%

(3) 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、据付工事価格に上記（2）の割合を乗じて算出する。

○入札結果の公表促進

入札執行調書（施工体制確認型総合評価落札方式「○○○型」）

件名 ○○事業 ○○工事 立会者 所属
 日時 年 月 日 時 分 官職氏名
 場所 入札室 所属
 執行者 所属 官職氏名

予定価格		¥220,000,000.-										基準評価値（標準点/予定価格（億円））			50.000		
備考		(入札書に記載された金額と比較する価格 ¥200,000,000.-)															
番号	入札業者名	標準点 ①	評価点の内訳				換算 ⑥=⑤/⑤の最大値× 40×⑧/30	加算点 ⑦	施工体制評価点 ⑧	標準点+加算 点+施工体制 評価点 ⑨=①+⑦+⑧	第1回			第2回			適用
			企業評価 ②	技術者評価 ③	施工計画 ④	合計⑤= ②+③+④					金額(円) ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩億円	順位	金額(円) ⑩	評価値 ⑪=⑨/⑩	順位	
1	A建設	100	10	8	8	26	-	-	-	-	辞退	-					
2	B建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	辞退	-					
3	C建設	100	3	3	3	9	9/21×40×30/30	17.143	30.000	147.143	189,000,000	辞退	(※ 施工体制確認が了している場合)				
4	D建設	100	4	3	0	7	7/21×40	-	-	-	無効	-					
5	E建設	100	7	7	7	21	21/21×40	-	-	-	159,000,000	無効					低入札（ヒア辞退）
6	F建設	100	4	4	6	14	14/21×40×30/30	26.667	30.000	156.667	170,000,000	92.157	1	落札			決定日 ○年 ○月○日
7	G建設	100	4	4	4	12	12/21×40×10/30	7.619	10.000	117.619	155,000,000	75.883	2				低入札
8	H建設	100	3	3	3	9	9/21×40	-	-	-	220,000,000	-					予定価格超過
【記載例の凡例】																	
番号1 (A建設) : 参加資格確認通知後、入札締切日以前に辞退（入札締切日以前の辞退は、換算値算定の対象外とする。）																	
番号2 (B建設) : 入札締切後、開札前に、配置予定技術者の問題等により辞退																	
番号3 (C建設) : 開札後、配置予定技術者の問題等により辞退（施工体制確認を了している場合）																	
番号4 (D建設) : 入札後、内訳書等の不備により入札を無効とした場合																	
番号5 (E建設) : 開札後、施工体制ヒアリングに応じなかった場合等で、無効とした場合（低入札の場合は備考欄に「低入札」と明記）																	
番号6 (F建設) : 落札者																	
番号7 (G建設) : 調査基準価格未満で加算点を減じた場合																	
番号8 (H建設) : 予定価格超過																	

(注) 上記金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

調査基準価格	¥168,000,000.- (¥160,000,000.-)
(参考) 予定価格に含まれる法定 福利費概算額※	¥000,000,000.- (税抜き)

※当該法定福利費概算額は、○○○に含まれる概算額である。

【積算体系上の区分により○○○を変更する】

- ・一般土木工事及びダム工事の場合：一般管理費等を除く工事価格
- ・施設機械設備工事の場合：製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）
- ・鋼橋製作架設工事の場合：工場製作原価及び一般管理費等を除く工事価格（架設工事原価）
- ・電気通信設備工事の場合：製作工事価格及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）

事務連絡

令和2年7月13日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）入札調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の
明記に関する対応について

標記について水産庁の直轄漁港漁場整備事業においては、平成26年5月16日付け事務連絡で概算額の算出方法について定めていたところであるが、令和2年7月14日以降に入札を行う工事から以下のとおり改めたので参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

= 予定価格の額 × 予定価格に占める法定福利費の割合

※合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。

積算工種区分		予定価格に占める法定福利費の割合
漁港漁場 関係工事	浚渫工事	3.50%
	構造物工事	2.64%
海岸工事（水産庁所管）		3.45%

- 元請企業においてこれらの行為が行われ、結果として下請企業との請負契約の金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。
- 下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削減すること
- 法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となること
- 専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について人工積上げによる方式を標準としている場合や、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げる(下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと)等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げを行っていること

請負代金内訳書に明示する法定福利費について

令和4年1月1日以降に契約する建設工事については、契約に基づき、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出が必要となります。

1 明示する法定福利費

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料の事業主負担分
- ・ 対象となる社会保険は雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(介護保険料、子育て拠出金含む。)

2 山口県の対応

山口県が積算した法定福利費概算額については、契約締結後に公表する積算内訳書(総括情報表)で確認可能です(令和3年10月1日～順次実施)。

発注者は受注者より提出された法定福利費が発注者側の想定額と著しい乖離がないかチェックをします。

3 法定福利費の算出方法

(1) 基本的な算出方法

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

(2) 労務費の算出が困難な場合

法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

(3) 下請業者から提出された見積書等を活用する場合

法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) …

(4) その他

・ 個々の社会保険の法定福利費を算出できない場合は、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。

・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示せず、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えありません。

4 請負代金内訳書の作成にあたって

国土交通省より法定福利費の算出方法等が示されていますので、参考にしてください。

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

(参考) 専門工事業団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

山口県土木建築部技術管理課 電話：083-933-3620

HP: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>

資料3-4

中国地方整備局の取組について

- 地方公共団体への法定福利費内訳明示働きかけ
- 中国地方整備局相談窓口に寄せられる社会保険関係相談の動向
- 中国地方の建設業者における社会保険未加入対策関係取組事例

○法定福利費内訳明示について実施検討中の地方公共団体への説明会を実施

岡山県及び県内市町村

○令和3年3月3日

- ・中国地方整備局建政部 → 岡山県・岡山市・倉敷市
- ・法定福利費内訳明示に関して、その必要性和取組推進に資する情報を提供

※令和3年4月1日より岡山市が請負代金における法定福利費内訳明示を実施

○令和3年10月4日

- ・入札契約改善事業勉強会（第2回） 国土交通省建設業課 入札制度企画指導室 → 岡山県及び県内市町村
- ・建設技能者の育成・処遇改善に必要な施策として法定福利費内訳明示について詳細説明
- ・3月説明会よりも法定福利費算出方法など、実施にあたっての詳細事項についてより踏み込んだ内容とした

山口県及び県内市町

○令和3年10月15日 山口地域発注者協議会幹事会

- ・中国地方整備局建政部 → 山口県及び県内10市町
- ・10月4日岡山県入札契約改善事業勉強会と同様な内容を説明

※令和4年1月1日より山口県が請負代金における法定福利費内訳明示を実施

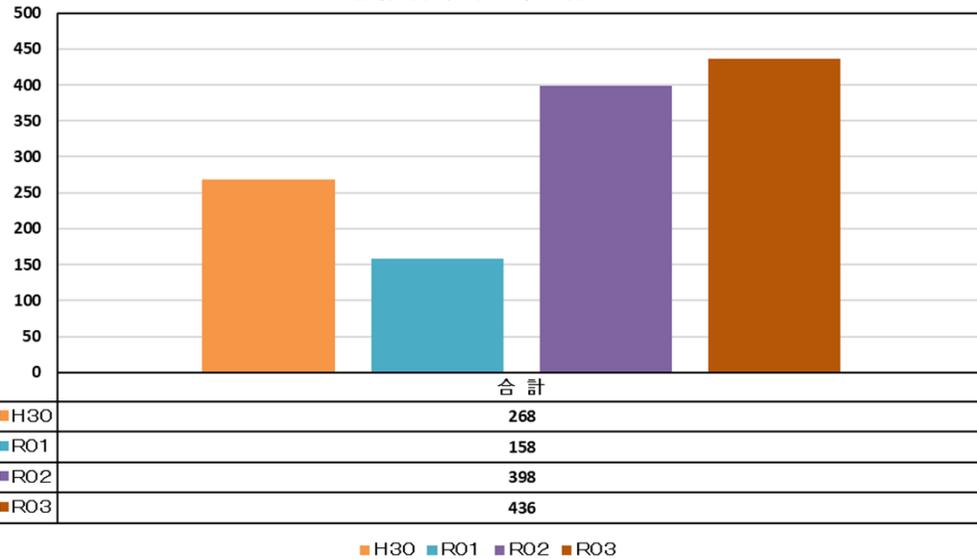
ポイント

- ・整備局建政部は法定福利費内訳明示についてオンライン方式により説明可能
- ・実施上のテクニカルな質問についても関係部局に確認の上、回答可能

中国地方整備局相談窓口（駆け込みホットライン、フォローアップ相談ダイヤル、一般電話・来庁相談の過去4年における傾向を分析

相談窓口に寄せられる件数の動向

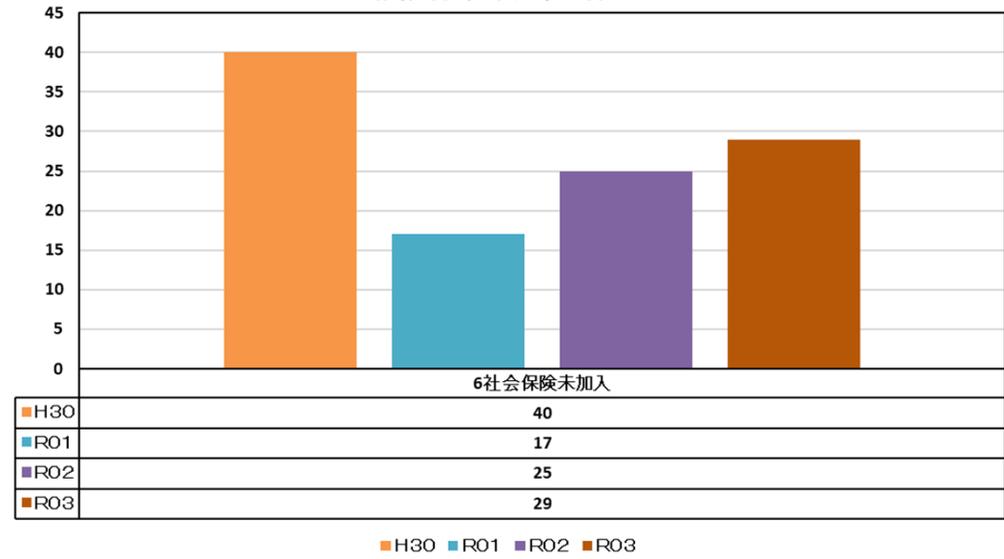
駆け込みホットライン、フォローアップ相談ダイヤル、一般電話・来庁相談件数集計表(件)



- ・改正建設業法施行関係により令和2年度に相談件数が急増
- ・令和3年度はさらに増加し、12月末時点ですでに前年度件数を超えている
- ・相談件数増加の背景には、業界における法令遵守意識の浸透がうかがえる

左記のうち社会保険関係相談件数の動向

駆け込みホットライン、フォローアップ相談ダイヤル、一般電話・来庁相談件数集計表(件)



- ・平成30年度は加入の必要姓、規制の方向性、法定福利費の計算方法など広範な相談が多数寄せられた
- ・令和3年度は実務上の相談が中心となったが、適用除外事業者に関する元請の誤解に関する相談、下請への法定福利費不払い、発注者として法定福利費負担に対する疑問（誤解）など、引き続き多数の相談が寄せられている。また、「なぜ法定福利費を負担しなければならないのか」という民間発注者の相談もあった

頻度の多い相談事項とその回答

- ・理解が進み、事業所条件に応じた加入すべき社会保険、書類作成など実務的な相談が増えた

令和3年度に寄せられた相談の内容

○令和3年度社会保険関係相談の内訳（～R3.12.28）

社会保険加入証明関係（元請の立場）・・・7件 社会保険加入証明関係（下請の立場）・・・8件 法定福利費・・・5件
一人親方関係（発注側）・・・3件 一人親方関係（当事者）・・・1件 建退共・・・2件 雇用保険・・・1件 労災保険・・・1件

○実際の相談例（抄出）

Q：法人でなければ建設工事の現場に入場できない」という決まりができたのか？

A：事業所の規模・形態に応じた適切な社会保険に加入していればよく、法人でなければならないという規制はない

Q：注文者として建設業者に建設業者に見積を求めたら、法定福利費の内訳が記載されていた。注文者が負担しなければならないのか？

A：建設工事に従事する技能者の法定福利費は、工事を行う上で必要な直接的経費であり、工事の原価を構成する要素として尊重いただきたい。内訳を明示しているものであって、工事費に別枠で加算されているものではないため、ご理解いただきたい。

Q：元請から、当方が下請契約する一人親方について、「国民年金の保険料領収書を示せ」と言われた。年金手帳の写しではいけないのだろうか？

A：社会保険加入下請指導ガイドラインには、元請は、下請に対して、再下請社の社会保険加入について、確認のため必要があれば、領収済通知書等関係資料のコピーを求めることとされている。

Q：個人の建設業者が作業員を2, 3名雇用している。国民健康保険、国民年金に加入しているが、雇用保険は手続き中である。元請として、施工体制台帳にはどう記載すればよいのか。

A：雇用している者が1名以上いれば、雇用保険は加入義務があるので、元請から加入を指導し、手続き中である間はその旨を記載し、加入した時点で事業所番号を記載されたい。

ポイント

- ・理解が進んでいると思われる一方、注文者の法定福利費負担に対する疑問、また元下間の法定福利費不払いの相談も寄せられている
- ・引き続き、機会をとらえて指導・啓発並びに各種窓口を通じた相談対応を続ける必要がある

○立入検査、意見交換等による取得した取組事例

元下の取組事例

○事例 1

- ・元請が協力会メンバーを集めて社会保険加入・法定福利費に関する説明会を実施
- ・標準見積書使用を呼びかけ、元下間のみならず下請間の取引においても活用し、法定福利費尊重を啓発

○事例 2

- ・元請が下請に対して見積書作成方法の勉強会を開催
- ・法定福利費を含めた原価、適正利潤について小規模な下請が理解できるよう配慮

ポイント

- ・元請が音頭をとり協力会全体で理解促進を図るなど、元下あげての取組が有効と考えられる

参考・「建設人材育成優良企業表彰」（創設予定）

建設業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して、顕著な功績を上げた企業、団体に対して、国土交通大臣等が表彰を行う。

（詳細は次ページ参照）

- ◆ 建設業が「社会資本整備の担い手」、「地域の守り手」として、機能を引き続き担っていくためには、若年者の担い手の確保と育成が急務
- ◆ そのため、CCUSの普及・活用を図ることにより、技能と経験に応じた処遇と育成が受けられる環境を整備していくとともに、各企業や各団体における担い手の確保・育成に向けた具体的な取組みを喚起していく必要

建設業法（第25条の7）において、「建設工事の担い手の育成及び確保」が建設業者の努力義務として、「必要な知識及び技術又は技能の向上」が技術者・技能者の努力義務として規定



CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進するため、「建設人材育成優良企業表彰」を創設。

※中国地方整備局注釈

表彰対象には適正な下請代金による請負契約の締結を推進する企業（CCUSの活用などによる労務費、見積尊重や優良職長手当支給）等が含まれる見込み

建設業の一人親方対策の検討状況について

中間取りまとめ後の対策の実施や検討事項について

対策の実施について

1. 令和3年度中にリーフレットの改訂・発行

⇒本検討会を踏まえ以下の事項について記載したリーフレットの発行

- ・ 適正一人親方の目安
- ・ 適正でないと考えられる一人親方について
- ・ 働き方の自己診断チェックリスト
- ・ 労働者と一人親方の違い
- ・ フリーランスのガイドライン
- ・ インボイス制度
- ・ 一人で請け負うことが可能な職種や現場の例
- ・ 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケース

今後の検討課題について

1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂」に向けた調整

⇒本検討会の取りまとめ内容を踏まえた改訂を行うため、引き続き内容の調整。

2. 「適正一人親方の目安」について

⇒各職種ごと等の実態等を踏まえつつ、現場での運用方法等も含め引き続き検討。

3. 建設業団体における技能者の相談窓口の設置

⇒建設現場の実態をよく知る建設業団体での相談受付について、技能者にとって相談しやすい環境の整備を図るため、各建設業団体と調整。

4. 建設キャリアアップシステムの活用について

5. 建設雇用改善計画（第十次）との連携

一人親方について

○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

- ・請け負った仕事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
 - 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
 - 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った業務の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設企業との契約内容が、建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

元請企業の役割と責任

○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない
⇒労働者に当てはまらない働き方

元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に請負契約を締結している企業については労働契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

- ①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方
 - ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの
- ※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針
※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

元請企業の役割と責任

下請企業の役割と責任

○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約が、元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

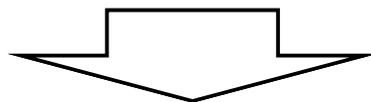
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・当該契約を締結する段階で働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと

○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

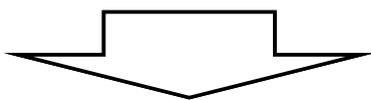
→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、適正でない一人親方の目安とチェックリスト活用のあり方について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

令和3年12月20日 第1回「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」
【本日開催】 ○ 社会保険加入に関する下請指導ガイドラインの改訂案提示 など



令和4年1月～2月頃 第6回「建設業の一人親方問題に関する検討会」
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改定」パブリックコメント開始



令和4年4月 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂施行

＼ みんなで目指す ＼
クリーンな雇用・クリーンな請負の
建設業界

一人親方と社員の違いをご存じですか？



会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 賃金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

A 自分に断る自由がある

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？

A 基本的には自分で決められる

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代替りの人に行わせることはできますか？

A 代役を立てることも認められている

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？

A 工事の出来高見合い

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

A 自分で用意している

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？

A 正規従業員よりも高額である

B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A 自由に他社の業務に従事できる

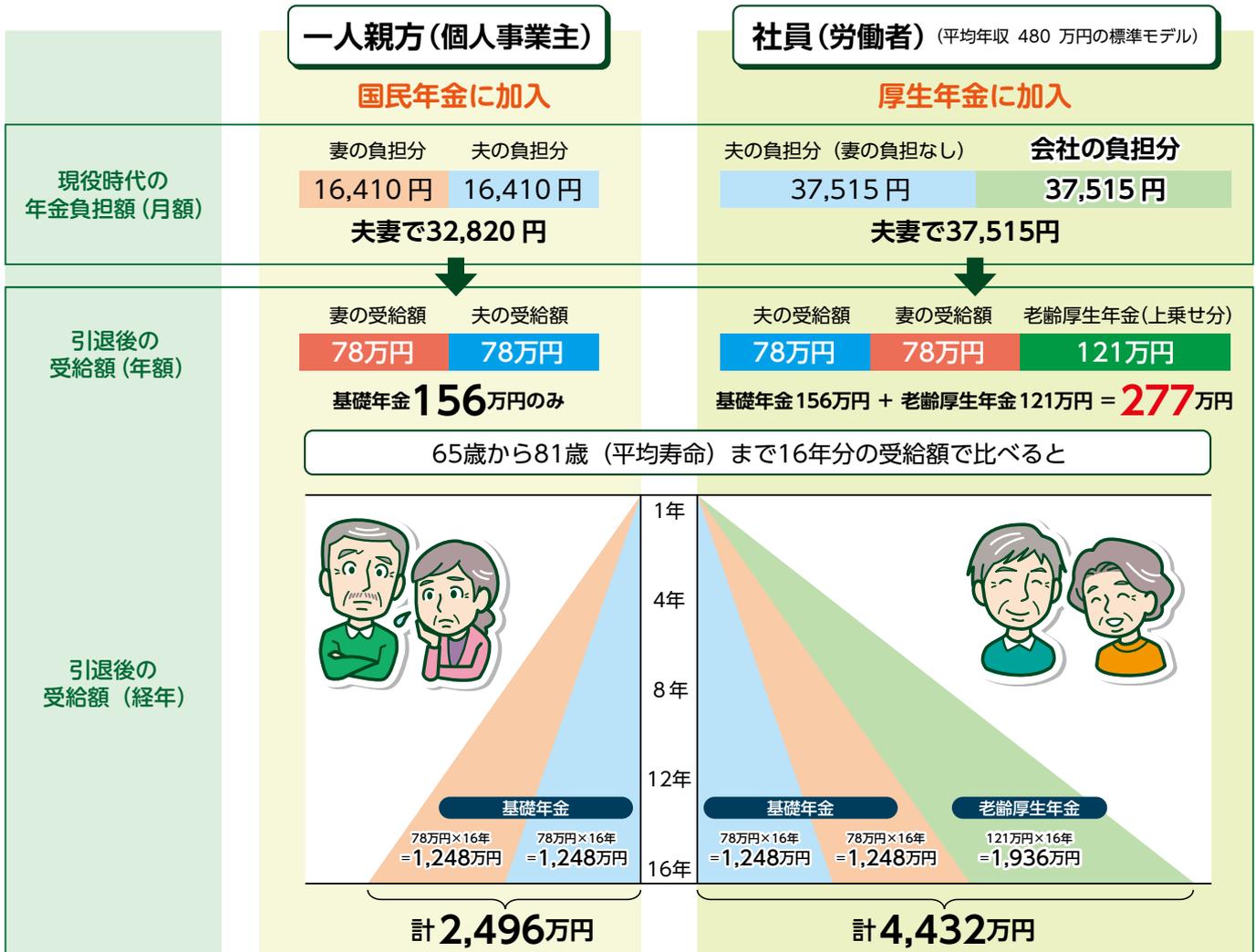
B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担



もしあなたが社員として厚生年金に加入したら



社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて
2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!
 一度、仕事先の会社に相談してみましょう!!

※ 日本年金機構ホームページ等を利用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である場合の試算です。年金制度や掛金等の改正が行われた場合、負担額・給付額が変更されます。

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

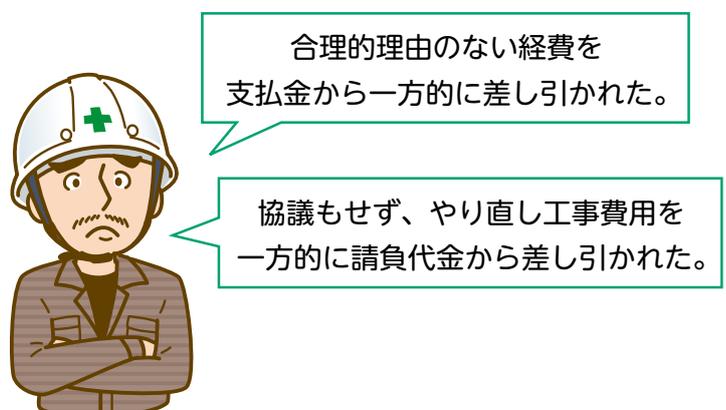
- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかりと請求できるように書面で契約しましょう。

注意 建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない



報酬の減額

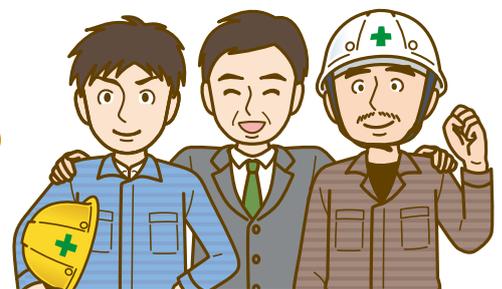


注意 以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている



みんなで守る
適正取引！



フリーランスのガイドラインが策定されています

一人親方もフリーランスです

詳細は  で検索

労災保険の注意点

一人親方に工事を発注している事業者の皆様へ

一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われ、元請事業場の労災保険の適用を受けることとなります。

※労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

注意点

労災保険は、建設事業においては、建設工事全体を一の事業として取り扱います。

元請事業主が下請負人に請け負わせた部分も含めて労災保険の成立手続きを行う必要があります。行わなかった場合、追徴金や、保険給付に要した費用の徴収が行われる可能性があります。

一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」をしていますか？

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。また、所得水準に見合った補償が受けられるよう、適正な給付基礎日額で申請してください。

注意点

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をするときには、一人親方として扱われません。

※労働者であるのに一人親方として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

各種問い合わせ・相談先

現場での怪我や労災保険制度の相談

➔ 労働基準監督署

雇用保険の相談

➔ ハローワーク

健康保険、厚生年金の相談

➔ 年金事務所

あいまいな契約や報酬の未払いなどのトラブルに関する相談

➔ フリーランス・トラブル 110 番 0120-532-110

建設業法違反に関する通報 ➔ 駆け込みホットライン 0570-018-241

インボイス制度（消費税の申告にかかる仕入税額控除について、2023年10月より制度が一部変更になります。）

➔ 詳細や動画は

現場管理をする元請企業の確認事項

作業員名簿の社会保険の欄が以下のようにになっている場合、社員（労働者）か一人親方かを下請企業に確認しましょう。

〈作業員名簿の社会保険欄の記載〉

雇用保険	健康保険	年金
適用除外	国民健康保険	国民年金

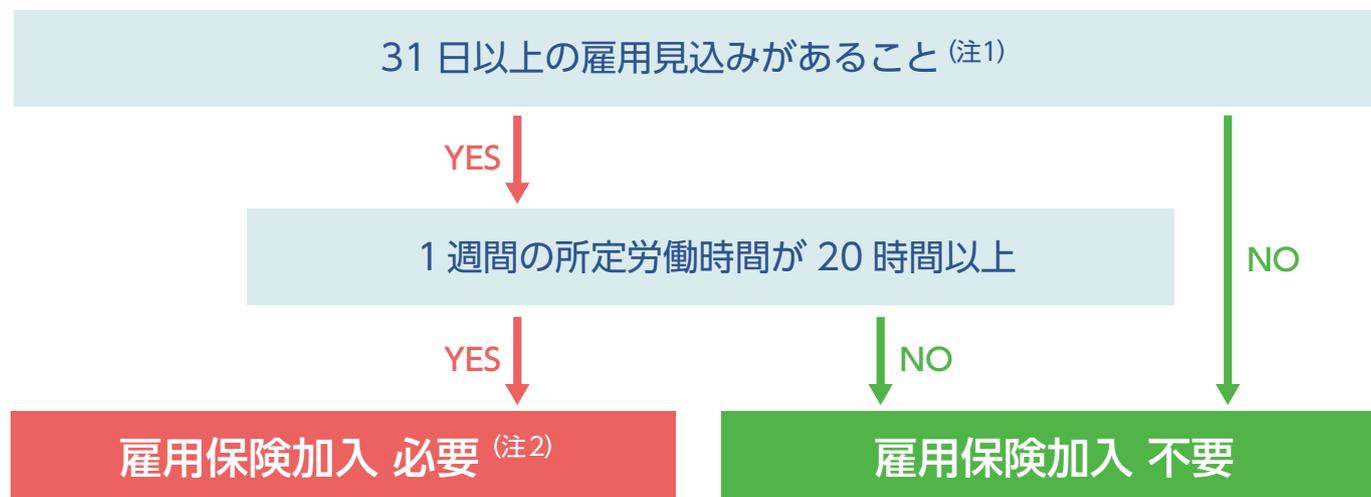
- 社員や短時間労働者の場合
 - ➔適切な社会保険を確認しましょう。
- 一人親方の場合
 - ➔当該下請企業に対し、再下請負通知書・請負契約書の提出を依頼し、契約内容が適切か確認しましょう。
 - ➔一人親方に対しては、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、チェックリストのBに多く当てはまる場合は雇用契約の締結を促しましょう。



所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年金
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） 	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） 	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） 	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金

社会保険の適用確認フローチャート

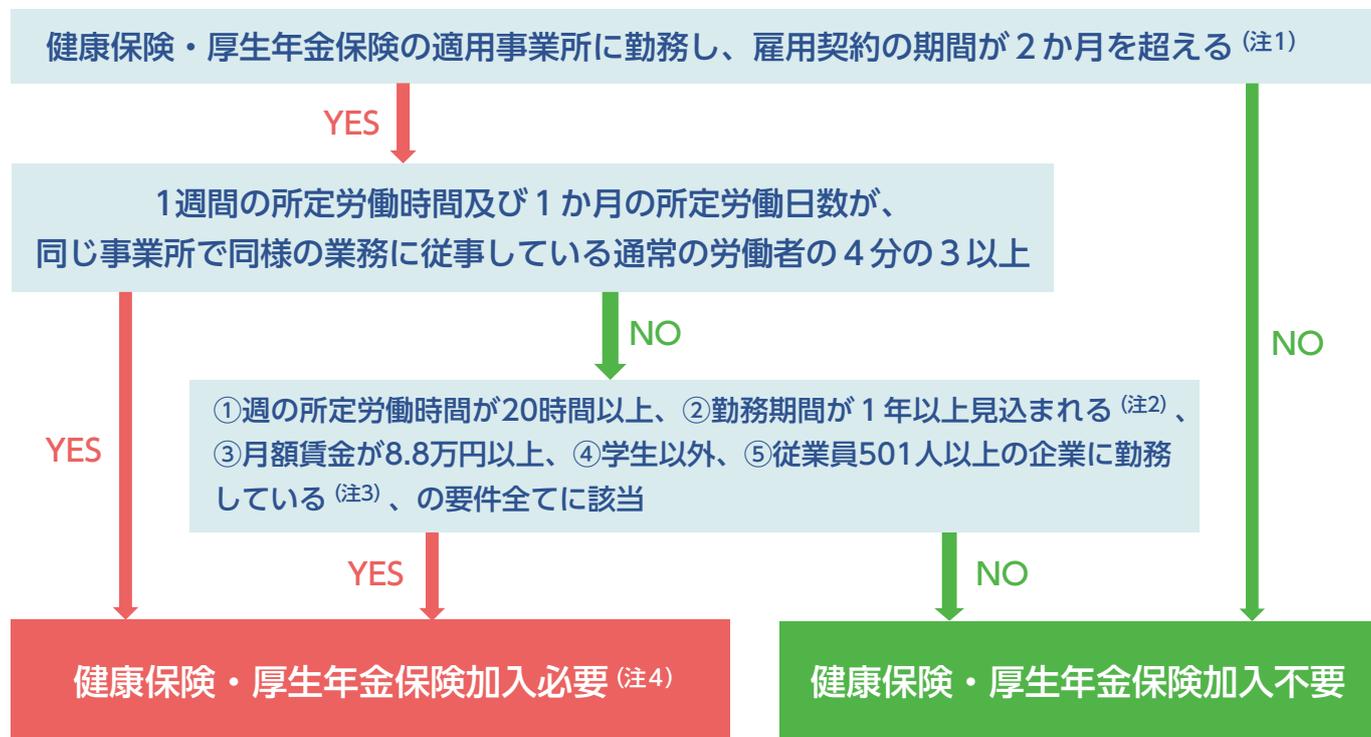
雇用保険の適用確認



(注1) 日々雇用される方又は30日以内の期間を定めて雇用される方は、日雇労働被保険者に該当する場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談を。

(注2) 原則として昼間学生は雇用保険に加入できません。

健康保険・厚生年金保険の適用確認



(注1) 令和4年10月1日以降、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、当初から健康保険・厚生年金保険の適用の対象となります。

(注2) ②について、令和4年10月1日以降は要件から除外されます。

(注3) ⑤の企業規模については、令和4年10月1日以降は101人以上、令和6年10月1日以降は51人以上となります。

(注4) 既に国民健康保険組合の被保険者である場合には、引き続き国民健康保険組合に加入することが可能です。(P6「元請け企業の方々へ」参照)

働きがいのある環境整備を目指して

建退共への加入を!

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とすることが多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。



建設キャリアアップシステムの登録を!

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。

一人ひとりの技能と経験を正しく評価



技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化で **モチベーション UP!**
- ✓ 経験や技能に応じた処遇で **やりがい UP!**



入退場時にカードを“ピッ!”とタッチ!

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・受注拡大
- ✓ 書類作成の簡素化
- ✓ 生産性の向上

レベルの高い良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境が整備されます。

施工体制台帳や作業員名簿の作成が容易になります。

能力・モチベーションの高い技能者が現場で活躍します。



建設キャリアアップカードを通じて就業履歴をシステムに蓄積!

一人親方に関する検討会

国土交通省では、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の検討を行っています。

詳細は



建退共の電子申請方式の普及促進について

本資料は、令和3年12月20日全国協議会にて独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が説明に使用した資料をもとに中国地方整備局が再構成したものです



建設業退職金共済制度について

1 基本的な仕組み

- 建設業の中小企業事業主が、雇用日数に応じて、建設技能労働者に掛金を充当（電子申請方式又は証紙貼付方式）。
- 労働者が現場を移動し、事業主を変えても、先々で掛金を充当されれば、建設業で働いた日数は全部通算。
- 勤労者退職金共済機構が、拠出された掛金を管理・運用。
- 労働者が建設業界で働くことをやめたときに、労働者の請求により、機構から労働者に対して退職金を支払。

2 概要と実績

- 掛金額 日額320円（月額換算6,720円（×21日））
- 予定運用利回り 1.3%（令和3年10月1日以降）
- 加入事業所数 約17万4千所（令和2年度末）
- 加入労働者数 約217万人（令和2年度末）
- 退職金支給総額 約500億円（令和2年度）
- 労働者一人当たりの平均退職金支給額 約92.5万円（令和2年度）

証紙貼付方式と電子申請方式の比較

共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減

事務名	共済証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入 金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納書(紙)を発行 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者はペイジー決済または口座振替で退職金ポイントを払込み 掛金拠出者は、電子申請システムより掛金収納書(電子版)をダウンロード
2 就労状況報告 共済証紙の交付	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労状況報告書等により、就労状況を報告し共済証紙を請求 掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙を交付 雇用者は、共済証紙を受け取り 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労実績報告作成ツールで就労状況を報告 掛金拠出者は、就労実績報告作成ツールで就労状況を確認 掛金拠出者は、電子申請システムで雇用者から申請され、承認した就労状況データを建退共に送信
3 共済証紙の 貼付・消印	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付して消印 	(不要)
4 証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証紙受払簿に記入 雇用者は、証紙受給、証紙交付、証紙貼付情報を証紙受払簿に記入 掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を管理・保管 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者と雇用者が電子申請システムから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認

※ 掛金拠出者とは、下請から掛金納付事務を受託して、共済証紙を購入（証紙貼付方式）または、退職金ポイントを払込む（電子申請方式）者（いわゆる元請）



令和4年1月の電子申請システムの改修内容

1. 就労実績報告作成ツールへの就労実績調整欄の追加

- ① 就労実績報告作成ツール（以下「ツール」という。）への就労日の登録について、日付欄に加えて、前月の誤りを修正する等のための調整欄を追加する。
- ② 下請から「紙」で様式第5号日別報告様式が提出された場合に日付欄に入力することなく、調整欄に月の合計日数で登録可能とする。

2. EXCEL入力方式の追加

主として下請で工事を施工する中小・零細企業においては、ツールを使いこなせる事務専門職員は置けないことが多く、EXCEL入力であれば就労実績報告を作成できるという意見が多い。このため、EXCELの事務受託様式第5号日別報告様式（EXCEL入力方式用）を追加導入し、直接、ツールへの取込ができるよう改修する。

また、複数の下請の事務代行等で、被共済者の取扱い人数が多い場合等はCSV形式での取込も可能とする。（CSVの様子は令和4年3月に公開予定）



1. 就労実績報告作成ツールへの就労実績調整欄の追加

- ① 就労実績報告作成ツールへの就労日の登録について、日付欄に加えて、前月の誤りを修正する等のための調整欄を追加する。
- ② 下請から「紙」で様式第5号日別報告様式が提出された場合には、日付欄に入力することなく、調整欄に月の合計日数を入力することを可能とする。

就労実績報告作成ツール - 就労実績入力 (工事別) 【64-99901 000 株式会社一次建設工業】

就労実績入力(工事別) 電子申請用 差分CSV出力

工事情報 ○10020305 吊り橋耐震強化工事 提出先 100-9998 000 もとうけ

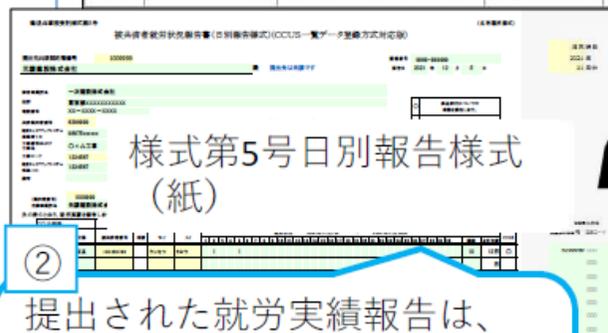
工事期間 2021/09/01 ~ 2023/01/31

表示月 2021/10/01 ~ 2021/10/31 前月 次月

表示切替 すべて表示 編集範囲 他社編集可能 一括処理 日付指定 1 日を 1にする 0にする

技能者ID 立場 雇用会社 提出先 備考 登録日時 すべて

行番号	被共済者番号	セイ	メイ	状態	計	調整数	10/01 (金)	02 (土)	03 (日)	04 (月)	05 (火)	06 (水)	07 (木)	08 (金)	09 (土)	10 (日)	11 (月)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	15 (金)
<input type="checkbox"/>	1	11-1111111	ケンセツ	タロウ	14	1						1	1	1				1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	2	11-1111129	ドボク	ハナコ	5	-1				1	1	1	1	1							
<input type="checkbox"/>	3	11-1111137	ケンチク	シロウ	21	21															



② 提出された就労実績報告は、紙またはスキャンデータを、発注者等からの問い合わせに備えて一定期間保管する。

調整数
1
-1
21

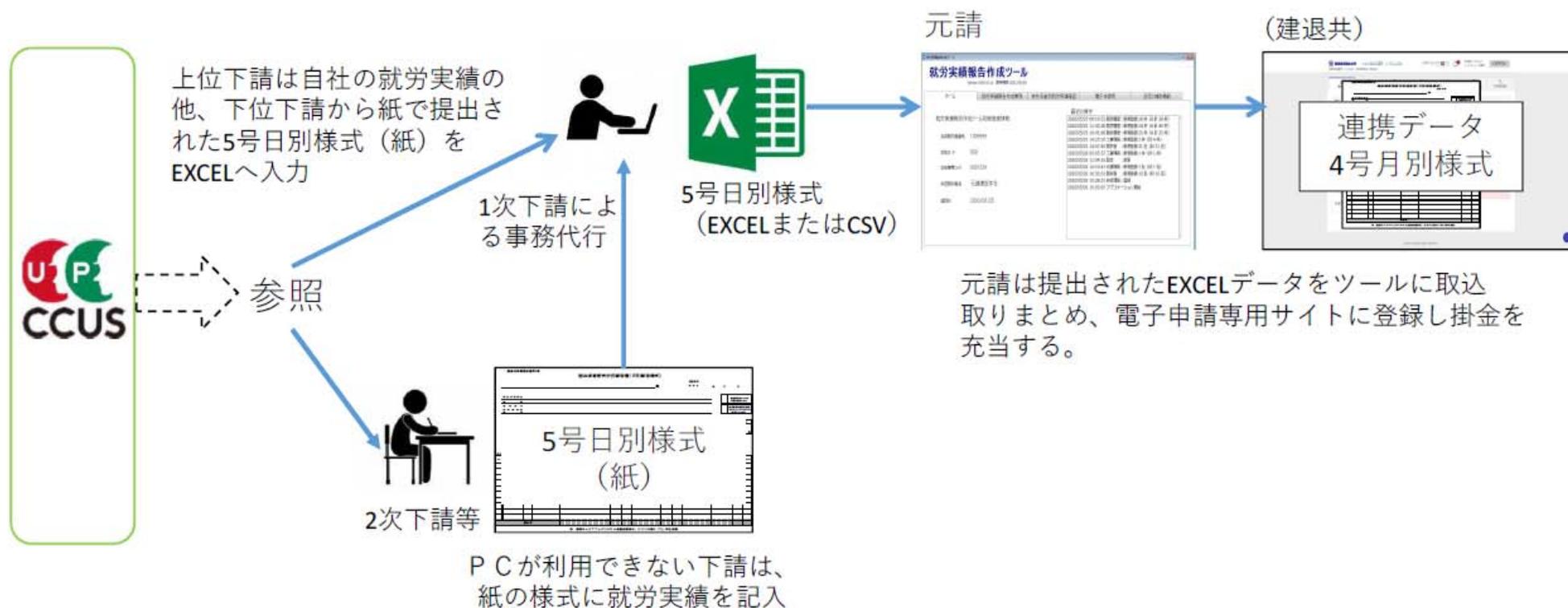
① 調整欄で、前月の就労実績報告に誤りがあった場合や、1日に複数現場で就労した場合など、加減日数を直接入力することで調整が可能となる。

② また、下位の下請から「紙」で様式第5号日別報告様式が提出された場合には、元請や一次下請等が調整欄に月の合計就労日数を入力することを可能とする。

② 月まとめて入力する場合は日付欄への入力不要



2 EXCEL入力方式の追加



（この図は、2次下請が紙の就労実績報告に記載した就労実績を1次下請が事務を受託し、EXCELに入力したデータを元請に就労実績報告する場合の例）

（*）EXCELはアプリケーションとの連携に係るバージョン管理にコストが大きいとの理由から導入を見送っていた。

電子申請取扱金融機関の状況(中国地方分)

電子申請取扱い金融機関の状況

R3.12.14現在

金融機関 コード	金融機関名	証紙 販売	証紙と退職金 ポイントの交換	ペイジー				口座振替
				インターネット バンキング (個人)	インターネット バンキング (法人)	ATM (カード)	ATM (現金)	
1701	鳥取信用金庫	○		○	○	-	-	
1702	米子信用金庫	○		○	○	-	-	
1703	倉吉信用金庫	○		○	○	-	-	
1710	しまね信用金庫	○		○	○	-	-	
1711	日本海信用金庫	○		○	○	-	-	
1712	鳥根中央信用金庫	○		○	○	-	-	
1732	おかやま信用金庫	○		○	○	-	-	
1734	水島信用金庫	○		○	○	-	-	
1735	津山信用金庫	○		○	○	-	-	
1738	玉島信用金庫	○		○	○	-	-	
1740	備北信用金庫	○		○	○	-	-	
1741	吉備信用金庫	○		○	○	-	-	
1743	備前日生信用金庫	○		○	○	-	-	
1750	広島信用金庫	○		○	○	-	-	
1752	呉信用金庫	○		○	○	-	-	
1756	しまなみ信用金庫	○		○	○	-	-	
1758	広島みどり信用金庫	○		○	○	-	-	
1780	萩山口信用金庫	○		○	○	-	-	
1781	西中国信用金庫	○		○	○	-	-	
1789	東山口信用金庫	○		○	○	-	-	

(注1) 空欄は調整中

(注2) 振り込め詐欺対策等の一環として、ATMに現金での1回の払込み限度額は10万円となっています。10万円を超える払込みが必要な場合は、専用サイト上で複数に分割して払込み登録の必要があります。また、カード払込みについては、それぞれの金融機関で対応が異なるため、金融機関に直接お問い合わせすることをお願いします。

(A銀行の例:利用上限額50万円。1000万円まで利用上限額の引上げが可能)

B銀行の例:カードの種類により、上限額100万円又は200万円。手続きにより900万円まで引上げが可能)

(注3) ペイジーについて、ゆうちょ銀行の規定により、令和4年1月17日(月)からゆうちょ銀行のATMにおいて現金で払込む場合、1件当たり110円を払込人(共済契約者)が負担することになります。

その他の金融機関や、ゆうちょ銀行のインターネットバンキング・ATM(カード)で払込む場合、手数料はかかりません。

電子申請利用契約者数の状況(令和3年11月)

都道府県別電子申請利用契約者数

令和3年度

 令和3年11月30日現在
 総括(事務組合含む)

(単位:件)

コード	都道府県名	累計
51	北海道	336
52	青森県	61
53	岩手県	77
54	宮城県	133
55	秋田県	54
56	山形県	88
57	福島県	138
58	茨城県	134
59	栃木県	71
60	群馬県	83
61	埼玉県	183
62	千葉県	269
63	東京都	330
64	神奈川県	167
65	新潟県	219
66	富山県	66
67	石川県	86
68	福井県	59
69	山梨県	36
70	長野県	98
71	岐阜県	104
72	静岡県	187
73	愛知県	161
74	三重県	82
75	滋賀県	50
76	京都府	70
77	大阪府	188
78	兵庫県	104
79	奈良県	51
80	和歌山県	35
81	鳥取県	35
82	島根県	69
83	岡山県	164
84	広島県	106
85	山口県	188
86	徳島県	20
87	香川県	30
88	愛媛県	46
89	高知県	37
90	福岡県	136
91	佐賀県	54
92	長崎県	137
93	熊本県	126
94	大分県	37
95	宮崎県	79
96	鹿児島県	87
97	沖縄県	240
合計		5,311

当月733件

(注) 都道府県は、共済契約者の本社所在地で集計

81	鳥取県	35
82	島根県	69
83	岡山県	164
84	広島県	106
85	山口県	188

○全国で約17万4000事業所のうち3%強にあたる5311事業所(うち中国5県は562)が電子申請利対応可能な状況

電子申請によるポイント充当実績(令和3年11月)

都道府県別掛金収納状況(退職金ポイントから掛金充当分)

総括
(単位:日分)

都道府県名	2020年度計	2021年04月	2021年10月	2021年11月	当年度計	累計	
						掛金拠出共済契約者数	掛金充当日数
北海道		336	7,890	6,618	43,284	23	43,284
青森県			689	976	2,714	7	2,714
岩手県			777	2,754	5,302	11	5,302
宮城県			782	444	1,482	6	1,482
秋田県			471	106	874	3	874
山形県	169	64	827	1,762	4,700	10	4,869
福島県	15	10	2,273	4,349	9,124	16	9,139
茨城県			378	4,594	5,972	9	5,972
栃木県			289	509	1,391	6	1,391
群馬県			621	1,842	3,201	19	3,201
埼玉県			1,178	3,829	6,308	15	6,308
千葉県			5,761	7,434	15,465	41	15,465
東京都	47	33	4,098	4,480	12,489	28	12,536
神奈川県			1,446	4,228	10,887	15	10,887
新潟県			2,380	8,418	19,204	29	19,204
富山県			44	66	203	4	203
石川県			1,236	1,044	2,280	7	2,280
福井県			3,578	6,200	9,778	9	9,778
山梨県		25	1,629	1,698	8,622	2	8,622
長野県			1,299	2,081	7,237	14	7,237
岐阜県	25	58	195	1,796	3,424	10	3,449
静岡県	256	7	2,592	4,243	11,836	15	12,092
愛知県			2,034	1,865	7,131	13	7,131
三重県	193		436	1,618	2,154	4	2,347
滋賀県		8	239	197	1,102	4	1,102
京都府			557	2,121	3,367	8	3,367
大阪府			1,513	426	2,665	5	2,665
兵庫県			1,326	1,854	6,521	12	6,521
奈良県			653	384	1,163	1	1,163
和歌山県			222	561	1,230	3	1,230
鳥取県			90	234	573	3	573
島根県		20	165	704	1,304	7	1,304
岡山県			1,814	4,190	15,033	23	15,033
広島県			1,004	1,644	6,536	7	6,536
山口県		38	4,313	6,867	14,436	31	14,436
徳島県				181	181	1	181
香川県			18	789	826	3	826
愛媛県				28	28	1	28
高知県	958		584	980	4,783	6	5,741
福岡県			183	1,864	4,057	9	4,057
佐賀県			758	1,773	3,057	11	3,057
長崎県		419	1,384	7,860	11,057	29	11,057
熊本県			164	1,382	1,681	5	1,681
大分県			1,260	1,105	4,444	3	4,444
宮崎県			103	614	822	2	822
鹿児島県		48	1,428	1,626	4,901	10	4,901
沖縄県			1,987	3,964	6,367	17	6,367
中小計	1,663	1,066	62,668	114,302	291,196	517	292,859
大手	8,276	2,738	6,391	8,390	37,538	24	45,814
合計	9,939	3,804	69,059	122,692	328,734	541	338,673

総括
(単位:日分)

都道府県名	2020年度計	2021年04月	2021年10月	2021年11月	当年度計	累計	
						掛金拠出共済契約者数	掛金充当日数
鳥取県			90	234	573	3	573
島根県		20	165	704	1,304	7	1,304
岡山県			1,814	4,190	15,033	23	15,033
広島県			1,004	1,644	6,536	7	6,536
山口県		38	4,313	6,867	14,436	31	14,436

建退共・電子申請方式 利用者の声


 沖縄県
地域中堅ゼネコン

「まだ利用し始めたばかりだが、思っていたよりも難しくない。操作も、簡易マニュアルボタンのお陰でスムーズに出来ている。証紙の管理がなくなって、枚数を確認しながら証紙を貼り付ける作業がなくなったのでとても楽になった。」


 北海道
下請専門工事業者

「就労実績報告作成ツールは、被共済者を登録しておくことで、被共済者の氏名・手帳番号等の入力手間を省ける。就労実績報告作成ツールのみでも一般的に広がれば入力手間は大幅に減ると思う。」


 山形県
地域中堅ゼネコン

「証紙を貼ったり、手帳をコピーする手間が省けたので楽になった。証紙を購入するために銀行へ行く手間や、証紙購入のために記入していた掛金収納書も書かなくなったので全体的に建退共事務が楽になった。購入代金の支払いもインターネットバンキングですることができ、掛金収納書も印字できるのでそこもいい点だと思う。下請へ工事情報を渡す時も、下請から就労報告もらう時もメールでのやりとりだけになったので楽。様式も簡単に印刷できるのでいい。」


 神奈川県
下請専門工事業者

「就労実績報告作成ツールは、1度操作を覚えれば、とても便利で使いやすいと思う。電子申請専用サイトは、証紙の購入、貼付をしなくて良いので大変便利。」


 長野県
下請専門工事業者

「簡易的なヘルプがHPですぐに見られるのは助かる。これまで半日近くかかっていたような証紙貼り等の作業が大きく省かれ、楽になった。」


 山梨県
地域中堅ゼネコン

「電子申請専用サイトは複雑な作業もないので分かりやすい。証紙を一枚一枚貼付していた時と比べるとはるかに作業効率が上がり、楽になった。確実に就労者本人へ払い出しを出来る所が良い。」


 愛知県
下請専門工事業者

「毎月、必要数のみをその場で購入することができるため、貯藏品(証紙)を持つ必要がなくありがたい。証紙の貼付は生産性のない作業だったため、簡略化できありがたい。」


 奈良県
地域中堅ゼネコン

「大変便利、よく使っている。作業員等のデータなども蓄積されていくので、助かっている。電子申請専用サイトは、使い始めたばかりだが、便利に使える。工事別業者別一覧は様式としてでるので、集計も一目瞭然なので、使いこなせば大変便利になると思う。周知してくれている業者もいて、建退共事務の簡素化ができると思う。」


 静岡県
地域中堅ゼネコン

「下請も電子申請方式になって順調に進んでいる。」


 新潟県
地域中堅ゼネコン

「自社工事分として手帳保持者全員分を一度に処理できて、証紙貼り付け・押印・手帳更新作業が無くなりとても楽になった。最初は電子申請も時間がかかったが、慣れればとても便利だと思う。」


 山口県
下請専門工事業者

「紙の貼り付け、購入枚数などの管理は、とても煩雑なので、この形は、とてもよい。早く変えてほしかった。銀行へ行くことや、証紙の貼り付け、手帳の更新は、大変なので、電子記録媒体でやるのは、絶対に必要だと思う。」

 電子申請方式はCCUSとセットでないといけないのですか？

- 電子申請方式だけで利用ができます。元請企業が現場ごとに、電子申請方式か、証紙方式かを選択して実施していただくことになります。
- さらにCCUSを活用して、CCUS上の就業履歴情報を取り込めば(CSV連携)、効率的・正確に行っていただけます。

 証紙と電子申請方式の電子ポイントが混在すると処理が煩雑にならないか心配です。

- 電子申請方式を利用するかどうかは、元請が現場ごとに実施することになりますので、**同一現場での混在は生じません。**

 電子申請方式を使用する場合、工事現場で従事する下請企業と技能者全員がポイントの対象となるよう登録しなければならず、煩雑に思えます。

- 電子申請方式の利用のための申請は、概ね1週間程度で手続きが完了します。建退共ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、建退共支部へ提出していただくことになります。
- また、初期設定を行えば、毎月の作業は簡単ですので、作業の手間を省くことができます。**1度登録すれば、他の工事でも電子ポイントで処理できます。**

 電子申請方式では、技能者が自分で蓄積状況を確認するのが手間にならないでしょうか？

- 技能者がご自身でも建退共あてに掛金の蓄積状況の情報提供を求めていることが可能です。申出から約2週間程度で掛金納付状況を記載したはがきが発送されます。

※電話で建退共本部へ発行依頼するか、建退共HPより「掛金納付状況通知の発行依頼」をダウンロードして必要事項を記入のうえ建退共本部へ郵送、FAXまたはメールで送付してください。
FAX(03-6731-2895)、メール(kt-po-payment@tais yokukin.jp)

 電子申請方式では、就労実績報告作成ツールの作成作業をそれぞれの下請企業が自分で行わねばならないのでしょうか。元請や1次下請が代行できると助かるのですが。

- 電子申請方式でも、証紙の場合と同様に、就労実績報告作成ツールで元請企業や1次下請企業が代行して処理を行うことが可能です。
(なお、CCUSと連携させる場合は、現在は、CCUSからの就業履歴の取込みは各下請が自ら行う必要があります。これについては令和4年度から改善する予定ですので、まずは電子申請方式のみの活用を進めていただくのもおすすめです)

 就労実績報告書の作成が煩雑に感じられてしまいます。

- 被共済者の登録などの初期設定が必要にはなりますが、**紙の印刷・郵送の手間の軽減や証紙の管理が不要となるなど、事務処理が非常に簡便になると思います。**利用者の声でもそのような声が寄せられています。



技能者にとっては、証紙(手帳)と電子ポイント両方を持つことになるので、退職金掛金の管理が煩雑にならないか心配です。

○電子申請方式の電子ポイントと、証紙(手帳)を両方もっていただくこととなりますが、**退職時には両者を合算して退職金が給付されるので、管理面の心配はありません。**



○また、共济手帳の更新について、証紙貼付欄が250日分満了となったときだけでなく、満了とならなくても2年ごとに更新できる定期更新の手続が新たに設けられました。更新により、それまでの証紙分と電子申請分の掛金納付実績が手帳の表紙に表示され、確認することができます。



同一現場で、CCUS登録済みの技能者と、CCUSに未登録の技能者が混在すると、かえって確認の手間が増える心配があります。

○CCUS連携を活用いただく場合、当該工事の現場で従事する技能者の技能者登録がなされていることが推奨されます。



○一方で、**①比較的規模が大きい現場で、現場に従事する技能者のCCUS登録を進めやすい場合、②1次下請企業などが処理する場合で、自社の下位の施工体系に属する下請企業の技能者の登録が完了している場合に、CCUS連携を活用して便利だという声をいただいています。**



1日で複数の現場で仕事をした場合はどうするのか？

○1日で複数の現場で仕事をした場合でも、**雇用主が同じ場合は1日分の掛金です。どの元請に対して報告するかは、雇用主がツールを利用して5号様式(被共济者就労状況報告書)を修正し報告してください。**



CCUS技能者であっても、就業履歴の蓄積が不徹底だと、再度確認の手間が増えて不便にならないか心配です。

○CCUS連携のメリットを感じていただくには、当該工事について技能者の履歴蓄積が徹底されていることが望めます。



○**元請事業者などにおいて、日々の朝礼での周知や現場の掲示による周知など、日々の就業履歴の蓄積が確実になされるよう周知徹底していただくことが有益です。**



現行の仕組みでは、CCUSのデータ取込み(CSV方式)を元請や1次企業が下位下請を代行できないので不便です。



○**令和4年度目途から、元請や1次下請企業がCSV方式を代行して行うことができるようシステム改修を予定しています。**



CSV方式が面倒だという声を聴くことがありますが、どうでしょうか。



○実際に利用していただいている事業者の方からは、**当初の立上げの時期には戸惑いなどがあったとしても、慣れてしまうと便利だという声をいただいています。**ぜひご活用いただき、なじんでいただければと思います。



余った電子ポイントはどうするのか？

○建退共制度の適正履行の観点から**事業主には、工事ごとに必要な退職金ポイント数を適切に見積り購入いただき、掛金収納書の提出及び掛金充当実績総括表等により所用の確認を行うこととしています。退職金ポイントは工事ごとに使い切られることが基本となります。**(なお、電子申請専用サイトで「工事完了登録」をすると、当該工事に紐づいている本支店事業の主勘定(自社工事)に自動的に移動します。)



【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント①

履行強化のための運用のポイント

※民間工事においても、発注者の関与以外の部分は同様

1. **元請は、工事ごとに証紙貼付方式か電子申請方式かを選択**（下請にも同じ方式によるよう求める）
公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択した方式を確認

2. 掛金充当方法

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- 「退職金ポイント」により掛金を充当
- 退職金ポイントは元請が専用サイトで工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に電子データで提出、元請が機構に報告、機構が退職金ポイントを付与
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- 「証紙」により掛金を充当
- 証紙は元請が工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に提出、元請が下請に証紙を交付、各共済契約者が共済手帳に証紙を貼付
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント②

3. 事務の運用

① 工事契約段階の運用

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- ▶ 退職金ポイント購入後に専用サイトで「掛金収納書(電子版)」発行、元請が40日以内に発注機関に提出
- ▶ 掛金収納書(電子版)に退職金ポイント購入の算定根拠を記載
⇒ 発注機関が算定根拠を確認
- ▶ 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書(電子版)に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒ 発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- ▶ 証紙購入後に金融機関で「掛金収納書」発行、元請が「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を貼り付けて1か月以内に発注機関に提出
- ▶ 掛金収納書提出用台紙に証紙購入の算定根拠を記載
⇒ 発注機関が算定根拠を確認
- ▶ 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書提出用台紙に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒ 発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

【参考】「建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて」(令和2年9月8日建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ)(抄)
登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント③

3. 事務の運用（つづき）

② 施工中の運用

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- ▶ 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- ▶ 元請が証紙交付の都度、「工事別共済証紙受払簿」に記録
※令和3年度は元請が準備できしだい、令和4年度全面適用
- ▶ 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

③ 工事完成段階の運用

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- ▶ 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、発注機関に提示
⇒ 発注機関が記載内容を確認

※CCUS利用状況が低い場合、書類の追加提示を求め、特に注意して確認
就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- ▶ 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、「工事別共済証紙受払簿」とともに発注機関に提示
⇒ 発注機関が記載内容を確認

※就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

【参考資料】

建設業における賃金引上げの取組

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請

建設業における賃金引き上げの取組①

- 8年前より、国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど、官民一体となった賃金引き上げの取組により、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現。
- 行政においては、市場における技能労働者の賃金の上昇を的確に反映し、公共工事設計労務単価を9年連続で引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進。
- 業界団体においては、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約の締結を会員企業に周知。

国土交通大臣と建設業4団体の意見交換会

- 平成25年4月以降、毎年2回程度開催。

<初会合(H25.4.18)における太田大臣(当時)からの要請>

適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



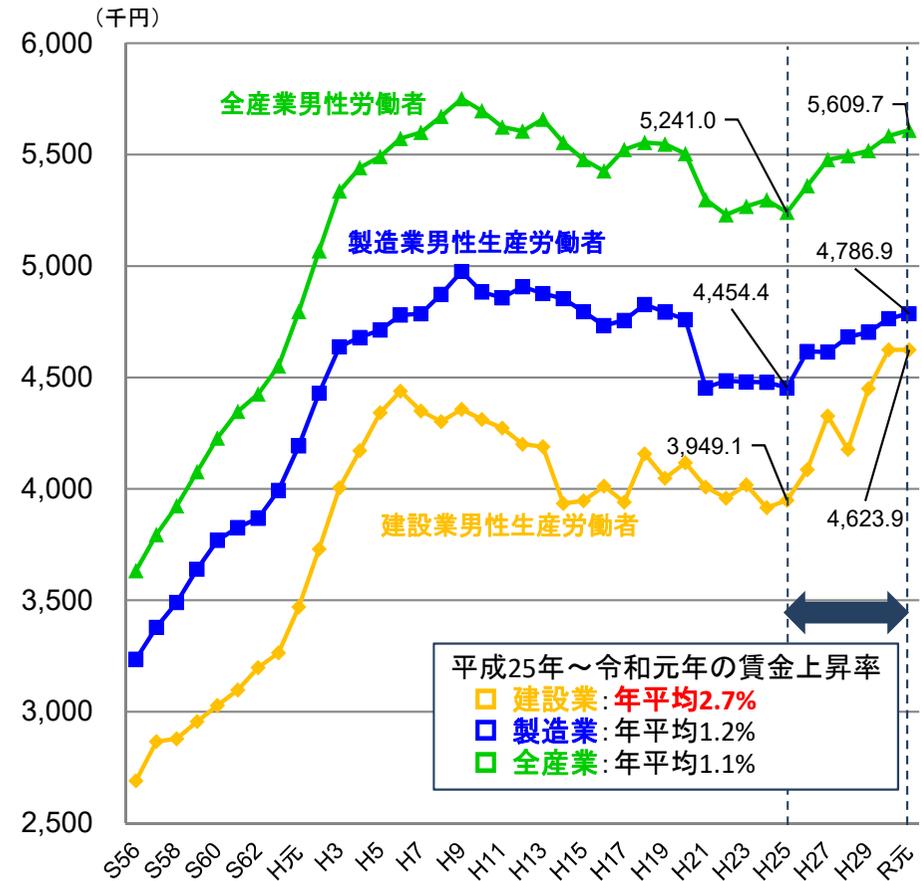
行政における取組

- 公共工事設計労務単価の9年連続引上げ
- 公共工事における適正価格での発注やダンピング対策(低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用)の徹底を推進

業界団体における取組

- 各団体において、技能労働者の適正な賃金の確保等を決議し、会員企業に周知
- 例えば日建連においては、下請企業に労務費を内訳明示した見積りを求め、それを尊重するなどの取組を推進

年平均2.7%の賃金上昇



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

建設業における賃金引き上げの取組②

- 本年3月の意見交換会において、概ね2%の賃金上昇を目指し、官民連携して取り組むことを申合せ。
- 行政においては、民間工事を含めて請負代金の協議状況の重点調査等を実施し、業界団体においても、賃金上昇に向けた宣言や決議を改めて行うなど、取組を強化。
- 官民連携して「建設キャリアアップシステム」の更なる普及促進にも取り組む。

国土交通大臣と建設業4団体の意見交換会(令和3年3月30日)

今後の担い手確保のため、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めるとともに、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることを申合せ



行政における取組の強化

- 「建設業取引適正化推進期間」(10月～12月)

<取組内容>

- ・ポスターの掲示
- ・法令遵守に関する講習会
- ・立入検査 等

<令和3年の重点取組>

適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、重点調査を実施



- ダumping対策の更なる徹底(市町村への個別の働きかけ等)

民間発注者への働きかけ

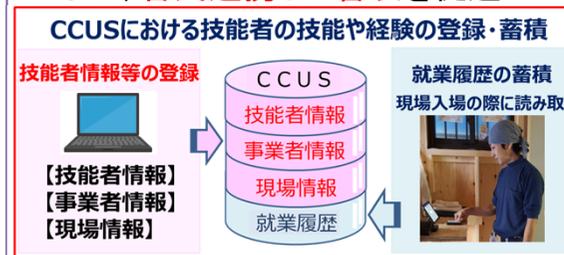
- 主要民間団体あてに、適正な請負代金の設定や支払い条件の改善、適正な工期の確保について要請(令和3年12月1日等)
- 建設業の処遇改善の取組は道半ばであり、適正な請負代金の設定や支払い条件の改善、適正な工期の確保にご理解とご協力をお願いしたい

業界団体における取組の強化

- 賃金上昇に向けた決議や宣言を改めて行い、会員企業に周知

官民連携した「建設キャリアアップシステム」の更なる普及促進

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)は、技能者の技能や経験を客観的に評価・蓄積し、適切な処遇改善につなげる仕組みであり、「業界共通の制度インフラ」を目指して、官民連携して普及を促進



○「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」
(令和3年12月27日)関連取組

民間発注者への働きかけ

- ・総理から主要な経済団体・関係業界団体のトップに対して、労務費や原材料費等の上昇分の価格転嫁等への協力を要請
- ・「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」が閣議了解され、同閣議了解に基づき、国土交通大臣から関係事業者団体(建設業団体・民間発注者団体等)に対して通知を发出
- ・国土交通大臣等は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従い、取組を開始

公共発注者への働きかけ

- ・公共工事の発注者に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工品質確保法の趣旨を踏まえて対応を図るよう、公共発注者(各省庁・地方自治体(及び本省直轄部局))あてに事務連絡を发出

関係事業者団体代表者 殿

国 土 交 通 大 臣

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する
事業者団体に対する要請

政府は、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。

このような趣旨に鑑み、取引先との取引の在り方について、会員企業に対して、下記の点について周知されるよう要請します。

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組み、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

なお、政府としては、取引事業者全体のパートナーシップにより、適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年1月から3月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めることとしました。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を決定し、取組を開始するとともにフォローアップしていくこととしました。あわせて、会員企業に対して周知をお願いします。また、現在、4,000社を超える企業がパートナーシップ構築宣言を宣言しています。会員企業に対して、制度の周知をお願いします。

(別紙)

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」(以下「集中取組期間」という。)と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置(「違反行為情報提供フォーム」)を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

- また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。
- (2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】
 - 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。)の適用対象とならない取引(※)についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。
 - (※) 資本金要件を満たさない取引(例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引)や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引(「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託)
- (3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】
 - 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する(「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定)。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。
- (4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応
 - ①下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】
 - 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買いたたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買いたたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

(5) 下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

(6) 取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Gメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

3. 労働基準監督機関における対応

(1) 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

(2) 労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・ 来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比3%増、中小企業であれば給与総額1.5%増
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

5. 公共工物品質確保法等に基づく対応の強化

(1) 公共工物品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

中国地整においても実施

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請(4/4)

(2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年4月から施行される改正後の内航海運業法(昭和27年法律第151号)に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
 - ・②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
 - ・③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)上問題となることを周知徹底する。

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

- ・「スタートアップとの事業連携に関する指針」(令和3年3月、公正取引委員会・経済産業省)を策定したところ。この指針ののっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000件程度の書面調査を実施する。
- ・調査の結果、
 - 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化

(1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

(2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全省庁の補助金に拡大することを検討する。

(3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(平成30年9月、経済産業省)において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

9. 関係機関の体制強化

- ・優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請Gメンの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口(仮称)を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

10. 今後の検討課題

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月、公正取引委員会)の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買ったたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。